

令和5年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（2名）

11 番	遠 藤 保 明	17 番	向 後 悦 世
------	---------	------	---------

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革 推進課長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成

環 境 課 長	高 根 浩 司	健 康 づ く り 長	齊 藤 孝 一
社会福祉課長	椎 名 隆	子 育 て 課 長	多 田 英 子
高 齢 者 課 長	赤 谷 浩 巳	商工観光課長	大八木 利 武
農 水 産 課 長	池 田 勝 紀	建 設 課 長	浪 川 正 彦
都市整備課長	飯 島 和 則	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

早朝より傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

5月8日から新型コロナの法律上の位置づけを季節性インフルエンザ並みに引き下げる
ことが決定いたしました。感染防止対策のためのマスクの着用に対しても、屋外屋内問わず3
月13日以降は個人の判断に委ねることとなっております。

しかしながら、感染による重症化リスクが高い方や持病をお持ちの方におかれましては、
引き続き感染対策に留意してお過ごしいただけるようお願い申し上げます。法律上の位置づ
けが変わるだけでウイルスが弱体化するわけではありません。

私からの質問は、商工業の振興について、学校教育の充実について、子育て支援の充実に
ついての3項目、3点の質問となります。

1項目めは、商工業の振興についてです。

(1) デジタル田園都市国家構想で推奨しているデジタル地域通貨について、本市で取り組む考えはないのかについてお伺いします。

旭銀座通り商店会の加盟店の方からご相談を受けました。磁気カード式のポイントカードの端末が老朽化して不具合が出始めている。修理するにしても機械が古いから交換部品のストックがない。テレビで見たんだけど、地域通貨を導入し始めている商店街が全国各地に増えているようですね。旭市でも導入することができませんかという内容でした。

ご相談を受けた際に、私はポイントカードそのものの廃止はできませんかと提案したのですが、紙ベースの時代から続けてきたもので、やめるのはお客様に忍びないし、買物に来てくれるお客さんに何だか申し訳ない気がして、とおっしゃってりました。

地域通貨とは、特定の地域やコミュニティ内だけで流通、利用ができる通貨のことで、地域経済や地域コミュニティを活性化させる効果が期待できます。1999年発行の地域振興券がきっかけとなり、全国で発行された地域通貨の数は、NECソリューションイノベータの調査によると、2019年12月時点で約650、今稼働しているのは2020年12月現在で約180と言われています。旭市商業振興連合会様が販売を行っているプレミアム付旭市共通商品券も地域通貨の一種です。

前述した方がテレビで見たのは、デジタル地域通貨についてのことでした。デジタル地域通貨とは、今まで紙ベースであった商品券のような地域通貨をデジタル化したものです。スマホの普及によりQRコードを読み込んで決済をする方式が主流となっています。

これまでの紙ベースの地域通貨に比べ、デジタル地域通貨は印刷コストや運用面での労力を大幅に削減することができます。また、加盟店側にとってもQRコードを店頭に置いておくだけで済むので、導入コストがかからず、端末の老朽化にも悩むことはありません。これらのことを踏まえて質問いたします。

プレミアム付旭市共通商品券の近年における発行枚数、また、購入している年齢層別の枚数などを把握していますでしょうか。また、デジタル地域通貨に対する市の見解についてお聞かせください。

2項目めは、学校教育の充実についてです。

(1) 近年、全国的に増加傾向にある不登校の児童・生徒への支援について、本市の不登校解消対策はどうなっているのかについてお伺いいたします。

文部科学省が令和4年10月27日に発表した令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、小・中学校における長期欠席者数は小学校では

令和2年度が約11万4,000人でしたが、令和3年度は約18万人と大きな増となっております。中学校では令和2年度が約17万4,000人でしたが、令和3年度は約23万3,000人と、やはり大幅な増となっております。

長期欠席者数のうち不登校児童・生徒は、小学校では令和2年度が6万3,350人でしたが、令和3年度は8万1,498人であり、中学校では令和2年度が13万2,777人でしたが、令和3年度は16万3,442人と増加しております。実に小学生の100人に1人、中学生においては実に20人に1人の生徒が不登校になっております。これらのことを踏まえて質問をいたします。

市内における不登校の児童・生徒数の推移について、小学校、中学校別にお伺いします。

また、不登校の要因、不登校の児童・生徒への支援の内容、また、不登校の状態が解消した児童・生徒数についてもお伺いいたします。

3項目めは、子育て支援の充実についてです。

(1) 増加するひとり親世帯や長引くコロナ禍の下で、急務となっている子どもの貧困対策について、本市の育英資金給付制度の現状と今後の対策についてお伺いします。

令和4年第1回定例会において、旭市育英資金について松木議員が取り上げた質問でございますが、この1年で情勢は大きく変わっていると思います。長引くコロナ禍、ロシア軍によるウクライナ侵攻により景気はますます悪化しております。

その影響かもしれませんが、年末あたりから年明けにかけて、来春に高校や大学へ進学するお子さんがいる保護者の方から奨学金や給付金、学費等についての相談を多くいただきました。コロナ禍で収入が減ってしまい、また離婚等によって収入が減ってしまい、子どもを私立の学校へ行かせることができないというような相談でした。

学費免除や奨学金の申請方法、受給される金額等についてお知らせをしたり、旭市育英資金、日本学生支援機構奨学金、社会福祉協議会の教育支援資金や生活福祉資金、総合支援資金の紹介をしたりしました。ほとんどの方が各種制度の存在をあまりよく知りませんでした。また、ホームページを見ても、よく分からないということでした。

そういった方のご相談に乗りながら、子どもの貧困が急速に拡大していることを感じました。貧困とはお金が足りないことだけを意味するだけではなく、広辞苑によると、貧しく生活が苦しいこと、乏しく欠けていることとあります。貧困が直接的な要因、または間接的な要因となり、子どもたちを取り巻く環境にも様々な影響を及ぼしております。

ヤングケアラー、給食費等の滞納、保険料の滞納によって保険証が使えなくなる、生理用品が買えない、部活動をやめてアルバイトをしなければならない、虐待やDV、学習レベル

の格差、非行や窃盗、暴力行為、友達と遊びに行く金銭的余裕がない、孤独、無気力、スマホへの依存、栄養バランスの悪化による栄養失調や生理不順等、貧困を解消することで子どもたちが直面している様々な問題を解決することができると思います。

生活が困窮している世帯への支援策について、本市でも多くのメニューが用意されており、減額や免除、支払い猶予等の措置も含め市民の生活を保障する施策がなされていますが、子どもの貧困に対する救済措置については十分でないと思います。

例えば旭市育英資金です。旭市育英資金給付制度の目的として、将来、市の発展及び社会に貢献する青年の育成を図ることを目的とし、高等学校及び高等専修学校、大学などへの進学を予定している人、または在学している人で優れた資質を有し、経済的な理由で修学が困難な人に返済の必要がない育英資金を給付していますとあります。

この制度は返還の必要がない給付型の奨学金であり、素晴らしいものであると思います。銚子市及び匝瑳市では貸付け型で卒業後に返還しなければなりません。これらのことを踏まえて質問いたします。

旭市育英資金給付制度についてお伺いします。

制度が始まったのはいつからになりますか。また、近年の申込み人数と採用人数についてお伺いいたします。

以上、3項目3点が1回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは質問事項1、商工業の振興について、デジタル地域通貨について本市で取り組む考えはないのかとのご質問の中で、プレミアム付旭市共通商品券の近年における発行枚数、購入している年齢層別の枚数など、また、デジタル地域通貨に対する見解についてお答えをいたします。

初めに、プレミアム付旭市共通商品券につきましては、消費喚起を促すとともに、市内の商業及びサービス業の活性化を図る目的で、旭市商業振興連合会へ助成する形で平成18年度より始まったものでございます。近年、消費税の引上げや新型コロナウイルス感染症、急激な物価高騰などを背景にプレミアム率を充実させつつ、事業を行っておるところでございます。

ここ3年の発行状況でございますが、令和2年度が1万5,000セット、令和3年、令和4

年度がそれぞれ2万セット発行しております。プレミアム率はいずれも30%で、全て完売をしております。購入者の状況でございますが、年齢層等、詳しいデータは申し訳ございません、ございませんが、商工会さんや商店の声をお聞きしますと、購入者の年齢層は比較的高い方が多いという状況を伺っております。

また、デジタル地域通貨につきましては、市や商工会、旭市商業振興連合会等の関係団体が協力しながら検討していくことが想定されますが、現在のところは導入に向けての動きはございません。しかし、近年のコロナ禍以降、電子決済の多様化が進んでおります。その中で経済活動の在り方というものも変わってきております。その中でデジタル地域通貨の有効性についても認識しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、まず2番の学校教育の充実についてお答えいたします。

不登校の児童・生徒数につきましては、年間30日以上欠席した者のうち病気などの理由にもよるものを除いた不登校の人数は、令和元年度が小学校20名、中学校51名で合計71名、令和2年度が小学校24名、中学校62名、合計86名、令和3年度が小学校37名、中学校74名、合計111名となっております。令和4年度は令和5年1月末現在で小学校28名、中学校84名、合計112名が報告されております。

不登校の主な要因としましては、学校生活への不安や意欲の低下、また体調不良が長引いた後に欠席が続くなどの状況が報告されております。

不登校児童・生徒への支援としましては、学校では電話連絡や家庭訪問をはじめ、別室登校できる環境などを用意し個別対応するなど、児童・生徒の実情に応じた対応を取っております。教育委員会では適応指導教室フレンドあさひを週4日午前中開級し、希望者を受け入れております。

また、長期欠席が解消したと学校が判断した児童・生徒は、直近の令和3年度では小学校4名、中学校6名、合計10名となっております。

続きまして、3番の子育て支援の充実についてですが、現在の旭市育英資金給付制度は、合併前の給付型であった旭市育英資金給付制度、干潟町奨学資金給付制度と、貸付け型であった海上町奨学資金貸付制度と飯岡町奨学資金貸付制度を継承しまして、将来、本市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的に、給付型として平成17年7月1日に制度化されたものでございます。

近年の申込者数と給付決定者の推移といたしましては、令和２年度が28名に対して21名が決定されております。令和３年度は46名に対して33名が、令和４年度は33名に対して29名となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹） それでは、答弁に対し、再質問をさせていただきます。

１項目めの（１）について、デジタル地域通貨がもたらす効果としては、市内の経済が活性化し、新たな循環を生み出す。地域コミュニティのベースとなり得る。市内の経済活動が可視化、見える化されることで新たな経済施策の立案が可能になるという３点が挙げられます。

欲しいものを全国どこでもネットで買える時代です。そのため地元の商店街で買物をする必要性が薄れてきております。しかし、デジタル地域通貨であれば、商店街での買物や、店舗間同士の仕入れ等での利用が期待できます。市外への経済流出を抑え、市内の流通を活性化して、経済循環を促進します。

また、公共料金や住民票の発行手数料等の行政サービスの料金にも使用できれば、行政コストの削減や地域住民の利便性向上にも寄与できます。

岐阜県高山市、飛騨市、合掌造りで有名な白川村では、さるぼぼコインを３年間で約40億円分ものコインを販売しております。さるぼぼコインは2017年にスタートしました。１コイン１円でスマホアプリでＱＲコードを読み取り支払いをします。コインの有効期限は１年、チャージは信用組合窓口や全国のセブンイレブン銀行ＡＴＭでもできます。2021年８月末の利用者数は２万2,000人、加盟店舗数は1,600店舗以上、累計決算額は42億円であり、最も成功した事例の一つです。

また、東京都世田谷区、せたがやＰａｙは運用開始から１年で利用者数は５万3,000人、加盟店数が2,000店舗を突破し、流通総額は19億円を超えております。

成功した理由としては、チャージするときにプレミアムポイントを付与、市県民税や国民健康保険料、水道料金等の支払いも可能、防災情報配信等、地域のデジタル回覧板としての機能等が挙げられます。チャージしてポイントをもらい、市税等の支払いへ利用し、残額は買物等に利用するという、利用者が使いたくなる利点が多いことが成功の秘訣です。

せたがやＰａｙは個人へのポイント送付機能がついており、2022年10月に世田谷にキャンパスがある日本大学文理学部は物価の高騰に苦しむ学生にポイントを給付しました。学生食

堂の密の回避、地域の活性化を目的としたユニークな取り組みです。

このようにデジタル地域通貨を導入したことで、地域の活性化につながった事例はほかにもたくさんあります。本市においても検討する意味は十分にあると思いますが、市の考えについて再度伺いたいします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） デジタル地域通貨につきましては、導入している自治体や商工会の特徴を出しつつ展開している事例が多く、今、議員のほうをご紹介いただいた様々な例があるようでございますが、そのメリット、課題についても導入団体ごとに様々あるというふうに伺っております。

本市において、もしデジタル地域通貨の導入を検討するとすれば、まず先ほど申し上げました旭市商業振興連合会で発行したプレミアム付共通商品券や従前から導入されているポイントカード、こういったものをデジタル化していくということが想定されるかなと思っております。

また、商店側の受入れ体制、これはハード面だけではなくて制度面の周知とか、合意形成とか、いろんな面あると思うんですけれども、そういったことも整備していくことも必要かというふうに思っております。

いずれにしても、まずは先進事例というものを調査研究していきたいというふうに考えております。また、商業振興連合会や商工会等の関係機関とコミュニケーションを取りながら、デジタル地域通貨導入の可能性や課題、そういったものについて研究していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

デジタル地域通貨はスマホでやり取りされます。スマホにデジタル地域通貨のアプリを入れれば住民同士、また関係人口の新たなコミュニケーションツールとなります。

デジタル回覧板として既に利用されている地域も多くあります。市外に在住している方へ定期的にデジタル広報を送信したり、イベント情報等をお知らせしたりすることも可能です。また、市民の皆さんへ断水時のときに井戸水を無料で提供してくれる家のマップや、迷子のペットを探す掲示板等にも活用できます。

デジタル地域通貨は、利用することによって発生した経済活動がデータ化され、見える化することが可能です。市内の通貨の流れを把握することで、データに基づいた市場調査が可能になり、経験則や他地域の成功事例の模倣といった根拠が薄い施策ではなく、旭市に合致した客観的で具体的な施策を実行することが可能になると思われます。

情報の伝達手段として、本市では防災行政無線、公式LINEほかフェイスブック等のSNSを用いておりますが、行政側からの発信のみにとどまります。しかし、デジタル地域通貨のアプリを導入することで新たなコミュニケーションツールとなり、市民側からの発信、市民との情報のやり取りが可能になります。

デジタル地域通貨のアプリを市民の皆さんのスマホへ入れておいてもらえば、市民からの声をタイムリーに受信することができるようになると思うのですが、その点についてご意見をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 国において、デジタル田園都市国家構想総合戦略が昨年12月に公表され、今後、地方自治体は自治体デジタル・トランスフォーメーション、自治体DXを推進することで、デジタルの力を活用した地方創生がより加速化していくことが予想されています。

議員おっしゃる地域コミュニティの活性化のため、デジタル地域通貨の流通促進なども含まれていることも承知しております。現在、市では令和4年度から旭市LINE公式アカウントを導入し、約2,700人の登録をいただいております。まずは登録者の増加を図りつつ、旭市LINE公式アカウントでどこまで活用を拡大できるのか、新たなアプリの開発・導入が必要なのかなどを含め、先進的な取り組みをしている自治体の情報を収集する必要があると考えております。

デジタルの活用、自治体DXの取り組みにおいては、市民の利便性の向上を図り、誰一人取り残されない取り組みが重要と考えておりますので、引き続き多方面から研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

内閣官房のデジタル田園都市国家構想実現会議の中で、デジタル地域通貨の新しい可能性について以下のように述べられています。

新しい資本主義で流通するお金は、デジタル地域通貨である。人の幸福度は経済指標だけでは計測できなくなっている。人が幸福度を実感するヒントは地方にあるのではないか。現在、地方移住への関心が高まってきており、移住情報を提供している企業のデータによると、2018年12月では2,500人の登録者数でありましたが、2021年12月では3万人を超える登録者数となっております。都会に住んでいる人が取りこぼしてきた価値は地方にあるのではないか。そのまちを評価する基準として、これまでは財源や経済規模、資本、インフラや医療の充実度といった経済資本、いわゆる自治体規模や体力の有無が優先されて順位づけがされてきましたが、これからは自然や文化といった環境資本、人と人のつながりや絆の強さのような社会資本を含めた三つの指標が重要になってくると述べております。

環境資本と社会資本は、その地域にふだんから暮らしている人には認識しづらいものだと思います。観光客や移住を検討している方が注目をしている資本です。そのような関係人口を増やすきっかけづくり、動機づけとして期待されているものがデジタル地域通貨です。デジタル地域通貨は紙ベースのプレミアム付旭市共通商品券、磁気カードであったスタンプカードの代わりになるだけでなく、様々な活用方法が全国で行われております。

旭市によいことをしてポイントをもらう、例えば市内の方向けにはビーチクリーンやごみ拾いをしてくれたお礼、防犯パトロールをしてくれたお礼、買物を代わりに行ってくれたお礼など、市外の方向けには沖縄県の事例ですが、品評会に出す牛を洗ってくれたお礼、草刈りや収穫作業など援農を賃金が発生するアルバイトではなくデジタル地域通貨で支払いを行ったりしております。

泊りがけで田舎を満喫するために訪れた方に様々な体験や農作業をしてもらい、デジタル地域通貨で謝礼をし、宿泊代金の一部はデジタル地域通貨で支払うことができる、そういった循環社会が形成されれば、旭市を訪れる方が増え関係人口も増え、移住・定住者も増えていくというすばらしい効果が期待できると思います。

県内でも木更津市が官民連携のアクアコインという取り組みですばらしい効果を上げております。木更津市と君津信用組合、木更津商工会議所が連携して2018年10月にスタートしております。1円1コインとしてスマホで利用できます。

木更津市では指定のボランティア活動などの参加者に対してアクアコインを配付しております。また、住民の健康増進のために歩いた歩数に応じたポイントをアクアコインで付与、

さらに公共料金等の支払いにも利用しており、まさに官民一体となった地域経済とコミュニティの活性化、一体化を後押ししております。

市長にお伺いします。

このように県内でも成功事例があり、様々な効果が期待されるデジタル地域通貨です。安全・安心なまちづくり、移住・定住の促進に力を入れている本市としては、導入しない手はないと思うのですが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 近年のコロナ禍に端を発する社会情勢の変化や急激な物価高騰の影響により、社会経済活動は大きく変化しております。そのような中で人々の買物の形態についても決済方法の多様化など、デジタル化が進んできています。デジタル地域通貨についても、その流れに沿ったものと認識しております。

誰一人取り残さず市民の利便性向上を図るため、旭市として何が必要で何が実施可能なのか、商工業振興だけでなく市全体の活性化にしっかりつながるよう、あらゆる分野でのデジタル化に取り組んでいく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、デジタル通貨の導入だけでなく、市民側からの発信、市民との情報のやり取り、これはまさにチーム旭でのまちづくりにつながるものと考えておりますので、新たな可能性としてデジタル化についても多方面から研究してまいります。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁をいただきありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2項目めの（1）について、前出した文科省の調査結果のうち、不登校の要因に関するアンケートでは、小学校、中学校を合算した割合になりますが、本人に関わる要因である、「無気力、不安」が49.7%、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が11.7%と大きな割合を占めております。

また、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.7%、「親子の関わり方」の問題8%、「学業の不振」5.2%、「入学、転入学、進級時の不適応」3.3%、「家庭の生活環境の急激な変化」が2.6%、「家庭内の不和」1.7%、「教職員との関係をめぐる問題」が1.2%、「学校のきまり等をめぐる問題」0.7%、「進路に係る不安」0.6%、「クラブ活動、部活動等への不適応」0.3%、そして、「いじめ」が0.2%となっています。

無気力・不安による要因から不登校になってしまう児童・生徒が約半数を占めておりますが、無気力・不安になってしまう理由については書かれておりません。児童・生徒が無気力・不安になってしまう原因を突きとめて子どもたちの無気力状態、不安な状態を解消してあげることが不登校を抑止する一番の方法であると考えます。

この不登校の要因について回答しているのは教員であり、NHKは2019年、前年度に不登校または不登校傾向にあった中学生のみですが、直接アンケート調査を実施したところ、幾つかの設問で大きな差が出ました。不登校の要因が家庭にあるとする割合は、文科省調査では30.8%だったのに対し、NHK調査では21%、一方、学校でのいじめは文科省が0.4%だったのに対し、NHK調査では21%と大幅に上回り、また教職員との関係をめぐる問題も文科省調査の2.2%に対してNHKは23%でした。教員と児童・生徒の間に大きな認識の差があることがうかがえます。

先生方は子どもたちが不登校にならないように、日々努力されて考えていると思います。しかしながら、不登校の児童・生徒数は年々増加傾向にあります。不登校の要因は単純なものではなく、様々な要因が複合的に絡み合った結果であると思います。ですから、子どもたちが不登校にならないように努めることも重要なのですが、不登校になっている子どもたちが不登校を解消できる支援策、また、不登校のままでも発達支援が行える体制づくりをしっかり行うことが重要であると考えます。

市役所庁舎内にある適応指導教室フレンドあさひ、課長もおっしゃっておいりましたけれども、学校に行きづらい小学生、中学生を対象に週4日、月曜から木曜の午前9時から正午まで開級しております。通級している児童・生徒は通級することで出席扱いになるので、すばらしい取り組みだと思います。

埼玉県戸田市では、メタバースでの学習支援を昨年の秋から始めました。校長が認めれば、メタバースでの活動出席扱いにするという不登校解消に向けた画期的な取り組みです。

メタバースとはインターネット上の仮想空間のことです。メタバース内に自分の分身となるアバターをつくり、メタバース学校へ登校し、友達とビデオ通話で話したり、先生から授業を受けたりすることができます。国語や算数といった基礎教科からプログラミング、クラブ活動まであります。利用している子どもたちは、学校には通えないけれども、メタバース登校なら毎日できる、前よりは勉強が好きになった、早寝早起きの習慣がついたという、よい結果が得られております。

戸田市立教育センター所長は、学校ではないが、社会と関わって人間関係をつくったり、

子どもたちが学びに触れたり、あるいは生活のリズムになって日常生活を規則正しく送れるきっかけになればと思う。その子に合った経験が一つでも小・中学校の間にできて、前向きに育っていく力が身につけばと思うと述べております。

前出した文部科学省の資料によると、全国の不登校児童・生徒のうち、公立小学校では4,601人、公立中学校では6,177人が自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上、出席扱いとしております。

教育長に質問いたします。

埼玉県戸田市のような先進的な取り組みを旭市へ導入してほしいと私は思うのですが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 常世田議員のご質問にお答えします。

不登校児童・生徒への支援につきましては、各学校とも個々の児童・生徒の状況に応じた具体的な支援を展開しております。

文部科学省では先般改訂された生徒指導提要の中で、不登校児童・生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にせず、自らの進路を考え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることを求められるとして示しております。

本市におきましても、適応指導教室フレンドあさひをはじめ、ＩＣＴを活用した支援、また、民間の教育関係団体等との連携を深めるとともに、今後さらに県内外の先進的な取り組みを参考に、児童・生徒にとって適切な支援となるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹） 教育長、ご答弁をいただきありがとうございます。

無気力・不安という理由で不登校になっている児童・生徒が大半を占めていますが、中には枠からはみ出る子、飛び出す子が増えているということも要因として考えられます。

従来の教育指導にはなじめないが、個性や才能、手先の器用さや想像力を持っているようなお子さん、おとなしくて人とのコミュニケーションがうまく取れないお子さん、そういった子どもたちは集団行動ができない、長時間座ってられない、何を考えているか分からない等の理由でいじめの対象になってしまうことがあります。また、ほかの人と自分は違う、自分が劣っていると考えて内向的になり、不登校になってしまうこともあります。

そういったお子さんが心を開き輝ける居場所として、地域学校協働活動に私はとても関心を持っています。市内では昨年度からモデル校を選定して、地域学校協働活動のトライアルに入っておりますが、地域学校協働活動の概要と取り組み状況、今後の計画や方向性、現在把握している問題点について教えてください。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 地域学校協働活動については、本年度から中学校区ごとに小学校1校ずつ、5校をモデル校として地域学校協働本部を設置し、地域コーディネーターを中心に海岸清掃、家庭科の補助、花いっぱい活動、読み聞かせ、サツマイモ栽培などの様々な活動を行っております。

今後は、各学校へのモデル校の活動紹介や保護者、地域住民への事業説明、チラシによる啓発活動など、全小・中学校への導入に向けて準備を進めていく予定であります。

地域と学校が連携・協働して地域学校協働活動を進めていくためには、中心となって進めてくれる地域コーディネーターやボランティアの協力など、各学校が地域と一体となって子どもたちを支える仕組みづくりが課題となっています。このため学校ごとに望ましい活動の在り方を現在検討しているところであります。

子どもたちが地域学校協働活動を通して、多くの地域の方々に支えられ愛情を注がれることで、自己肯定感や他人を思いやる心、地域への愛着心などが育まれることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

答弁に対し、再々々質問をさせていただきます。

地域学校協働活動は、その地域にある学校を地域全体で盛り上げサポートしていく仕組みということが課長の答弁で分かりました。一見、不登校支援とはあまり関係がないようなイメージですが、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室が発表しているコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進という資料には、家庭教育支援活動として、寄り添いが必要なお子さん、不登校傾向のあるお子さん等への対応について、保護者が学び合う機会づくりをしていきたいと思いますと明記されております。

モデル校のとある小学校で、小学校を休みがちのお子さんが、地域学校協働活動に携わっている地域の方とは親しく話をすることができているという話を伺いました。学校の先生に

は相談しづらいけれども、地元のおじちゃん、おばちゃんとは話しやすい。地域学校協働活動が導入されることで、日頃ほとんど接点がない地域の方と交流する機会が増え、昔の遊び体験や昔の話を聞いたりすることで学校活動の息抜きができたり、交流人口が増えることで他己評価が増え自分に自信が持てるようになる。家族や学校の先生以外の大人との交流が少ない現在の子どもたちにとって、素晴らしい取り組みになると思います。

今を生きる子どもたちは、社会が便利になった恩恵を享受する一方で、孤独感、他者からの評価、SNS等のコミュニケーションで思い悩むことが増えております。テレビと固定電話しかなかった時代と比べると、常に外へ向けて自分をつくり上げることに疲弊し、毎日更新されるあふれんばかりの情報量に右往左往しております。その結果、生活リズムが乱れて体調を崩したり、昼夜が逆転したりすることで無気力になってしまうことは、とても悲しいことです。

不登校になっている子どもたちが救われる居場所づくりとして、メタバースと地域学校協働活動を挙げさせていただきました。便利になった世の中を代表するかのようなメタバース登校、同時に地域を挙げて学校をサポートしていく地域学校協働活動の二刀流で、旭市の学校教育をさらなる底上げをしていけたらよいと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

3項目めの(1)について、IMF国際通貨基金の2022年10月時点での消費者物価指数、消費者物価指数とは、消費者が購入する商品やサービスの物価変動を表す指数であり、2019年を基準年として100、旭市育英資金給付制度が始まった平成17年は95.21でした。令和4年は101.74、ちなみに1980年は73.14です。物価は年々上がっておりIMFの推計によると、今後も物価の上昇は続き、2027年には107.31になります。このような物価高騰の今、平成17年に給付を始めた金額では少な過ぎると私は思います。

東庄町では東庄町奨学基金事業として、大学または大学院に在学する方へ年額100万円を限度とする給付事業を行っております。この事業は東庄町工業団地内の東洋合成株式会社から、町へ人材育成のために寄附していただいた基金より捻出しているものです。令和4年度は申込人数16名に対し採用3名、継続2名の実績でした。奨学金制度としてはユニークで、内容の充実したものとなっております。東庄町の奨学基金事業は住民にとって素晴らしい制度であると思います。

旭市でも基金設立に向けて民間企業へ働きかけをするような可能性はございませんでしょうか。また、旭市育英資金の給付金額を現在の物価に見合うだけの金額に増額しなければな

らないと思うのですが、見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 本市では育英資金給付事業に充てるため、合併した平成17年7月1日に旭市育英基金が設置されております。この基金は寄附者の意思を生かし、有能な人材の育成を図るために、昭和57年度に合併前の旭市が設置した旭市育英基金の積立額を継承したもので、寄附は個人のほか民間企業からの寄附もございますので、今後も本基金を活用していきたいと考えております。

本市の給付額につきましては、高校生が県立高等学校の授業料の額、大学生等が国立大学の授業料の3分の1以内としておりますが、授業料の推移と日本学生支援機構の奨学金の推移、また物価の上昇などを考慮しながら、増額についても今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

子どもの貧困率という指標があります。厚生労働省が3年に一度公表しますが、2019年に公表した国民生活基礎調査によると、17歳以下の約7人に1人が貧困状態にあるという結果でした。

本市では令和4年度、低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金による支援を行っており、生活に困窮している世帯の一助となっていると思われます。

また、市内の小・中学校へ在学している児童・生徒がいる世帯に対する就学援助制度は手厚いものであると思います。しかしながら、私立の高校や大学へ進学するお子さんがいる世帯でコロナ禍によって生活が困窮してしまったご家庭、死別や離婚等によって収入が激減してしまったご家庭の保護者の方は、頭を抱えて困り悩んでおります。子どものためにどうかして学費を捻出しなければと、昼のパート、夜のアルバイトをして、我慢に我慢を重ねている保護者の方が旭市にいらっしゃいます。少数ではないと思います。

以前高校3年生の方から相談を受けました。うちは母子家庭で家計が厳しく、自分もアル

バイトを掛け持ちしています。母親が頑張って働いてくれています、弟妹はまだまだお金がかかります。本当は大学に進学して建築士になるための勉強をしたいのですが、家計を助けるために就職することにしました。夢を諦め自分を犠牲にするお子さんが、この令和の時代に旭市にいるのです。

アルバイトをして日本学生支援機構の奨学金を満額借りて卒業後に自分で返済すれば、学費と生活費はどうにかなるからと、進学を諦めないでと言いましたが、働き詰めの母だけでは弟妹の面倒を見切れないし、心配だから家を出ることができませんと言ったお子さんの泣き笑いした顔を忘れられません。

平成25年6月19日に成立した子どもの貧困対策の推進に関わる法律において、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されない社会を実現しなくてはならないとあります。一人も取り残さないまちづくりを推進している本市において、家庭環境がもとで将来の夢や希望を諦めざるを得ない若者がいるのです。旭市育英資金の給付額を増額し未来ある子どもたちの就学を支援し、夢や希望をかなえてあげることが行政の務めであると強く思います。市長の考えをぜひお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） ひとり親世帯の増加やコロナ禍が長引く中で、子どもの貧困対策は重要な施策であると考えております。本市の育英資金制度につきましては、これまでも予算の増額や募集人数の拡大など見直しを行ってまいりました。

具体的には令和3年度に育英資金給付金の財源となる旭市育英基金条例を改正し、運用益である利息のみを事業に充てる果実運用型から、設置目的のために取り崩せる取崩し型にすることで予算を拡充し、基準を満たす申込者全てに給付できるよう改善をしております。

給付額の増額につきましても、コロナ禍であることや物価上昇していることも考慮しながら、さらに検討してまいります。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁をいただきありがとうございます。

少子化により、選ばなければ大学へ進学できる時代になりました。取りあえず大学へ進学して、将来の職業はその間に考えるというお子さんもいらっしゃいます。一方で、経済的な理由によって大学進学を諦めるお子さんもいます。

生活が困窮している世帯への支援策は継続してほしいですが、重要なのは旭市が児童・生

徒に対し、進学するための資金を直接的に用意しているんだよという姿勢を見せることだと思います。自分の実家の生活資金ではなく、進学するために使ってよい自分の資金なのだと。そうすれば旭市は私たちのことを真剣に考えてくれているという気持ちになり、社会人になったときに働く場所は戻って旭市しかないという思いが芽生えるようになると思います。

子どもの貧困に対し行政が取り組まなくてはならないことは多々あるかと思いますが、旭市育英資金の増額、新たな奨学給付事業、例えば大学を卒業後、旭市に就職をするお子さん限定のUターン奨学金、市役所職員、消防士、保母、教師等になる方に対するエッセンシャルワーカー奨学金があってもよいと思います。

未来ある子どもたちの修学機会をサポートし、将来は旭市へ戻ってきていただく。人口流出に歯止めをかけ、子どもの修学支援にさらに力を入れる自治体になってほしいという願いを込めて、私からの一般質問を終わります。回答は結構です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さんこんにちは。議席番号8番、井田孝です。議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第1回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、農業の振興について質問いたします。

（1）旭市においては移住・定住を促進しており、それはもちろん重要な施策ですが、市の基幹産業である農業従事者が農業をやめて外へ出ていくという人口の流出も防がなければ

ならないと考えます。

そこで、農業を担う人材の確保について、その対策と今後の支援計画をお聞きします。

(2) 前の質問と関連しますが、安定した農業経営ができれば、農業をやめることはなくなると考えます。そこで、もうかる農業経営、安定した農業経営の確立について、市としてどういう方針があるのかお聞きします。

質問事項 2、公共資産の有効活用の推進について質問いたします。

(1) 旧海上中跡地の利用計画について、昨年からの協議内容はどうなっているのか。また、今後の見通しはどうなっているかお聞きします。

質問事項 3、公園の充実について質問いたします。

(1) 旧本庁舎跡地の天神公園整備計画についてどのように進んでいるのか、現在の進捗状況をお聞きします。

1 回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長(木内欽市) 井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) それでは、農水産課から大きな項目の 1 番、農業の振興について

(1) 番と(2) 番、順にお答えしたいと思います。

まず初めに、人材の確保の関係です。(1) 番です。

現在、国は農業人材や労働力の確保のため、様々な政策を実施しております。主なものでは農業後継者に対し、経営発展に向けた取り組みに必要な経費を100万円補助するという経営継承・発展等支援事業、それから新規参入の農業者に対し、経営が安定するまでの資金として年額150万円を3年間支給する経営開始資金などがあります。

また、市では親元就農者の確保のため年額20万円を最長5年間支給する親元就農チャレンジ支援金や、転入就農者を確保するため、これは新規雇用就農者に対してなんですが、家賃を月額上限5万円、これを3年間助成するという転入者農業チャレンジ支援金などの市単独事業を実施しております。

そのほか県による経営安定化のためのセミナーの開催や、技術的指導なども実施しているところです。

今後も引き続き、国や県などと連携し、農業人材や労働力の確保につながる取り組みを継続していきたいと考えます。

続きまして（２）番です。

もうかる農業の確立ということで、大変難しい問題だと思うんですけども、回答としては、農業経営の持続的発展を目指すためには、まず農業生産や農業所得の現状と課題を把握し、販売価格の向上や販売量の増大、コストの縮減に向けた実践的な取り組みが必要だと考えます。

農業経営は需要と供給のバランスのほか天候や社会経済の動向、国際情勢など様々な要因により影響を受けますので、現在、市では他産業並みの生涯所得を可能とすると言われていきます年間600万円程度の所得を確保し得る農業経営が行えるように、効率的、安定的な農業経営体の確保や育成に取り組んでいます。

また、農業経営の持続的発展に向けた付加価値向上や6次化の取り組み、加工や業務用への転換や輸出の促進など、国や県などの補助事業を活用した支援を引き続き実施するとともに、物価高騰対策として肥料や農薬、生産機器等の効率的利用とコスト縮減に向け、県の農業事務所改良普及課と連携した技術的指導や情報の発信に努め、農業経営の安定化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは大きな２項目、公共資産の有効活用
の推進について、旧海上中跡地の関係のご質問にお答えいたします。

旧海上中学校跡地の利用計画につきましては、これまで三つの方向性が示されております。

一つ目は、跡地利用検討委員会などからのご提案いただきました住居系を中心とした複合施設や、移住者向けの分譲地としての活用、二つ目は、生涯活躍のまち・あさひ形成事業の波及効果を見極めた上での土地活用、三つ目は、学校再編計画における統合学校の候補地としての活用となっております。

昨年第２回定例議会で一般質問をいただいたところですが、現在これらの計画の進捗を見極めている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課から３の（１）旧本庁舎跡地天神公園の整備計画についてお答えいたします。

旧本庁舎跡地につきましては、本年度、敷地西側に歩行者や自転車の通路を整備いたしま

した。歩行者や自転車を車道と分離したことによりまして、児童・生徒の登校時における安全性が向上しております。

公園の整備につきましては、現在のところ具体的な整備計画は策定しておりませんが、令和5年度は敷地東側仁玉川沿いの安全対策といたしまして、老朽化した防護柵の改修工事を予定しております。

また、北側のＪＲ線路沿いにつきましては、令和6年度の施工を目標としてＪＲ東日本との線路近接工事に関する協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1、農業の振興についての（1）について再質問いたします。

農業者支援の状況やその効果についてはどうなっているのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 国の新規就農者支援の実績につきましては、令和2年度が3名、令和3年度が4名、令和4年度は今日現在で6名です。

市の単独事業である親元就農チャレンジ支援金の実績につきましては、令和2年度が2名、令和3年度が11名、令和4年度が今日現在で18名です。

また、令和4年度から開始した転入者農業チャレンジ支援金の実績は、今日現在で5名となっております。

これらの事業により就農意欲の喚起や農業への定着が図れ、農業人材や労働力の確保、地域農業の継続的な発展につなげていければと考えております。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

それでは、続きまして質問事項1、農業の振興についての（2）について再質問いたします。

農業従事者の方が直売所や自動販売機など事業に取り組もうとした場合、それに対する支援等はあるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 直売所などの設置に対する支援につきましては、国の農山漁村発
イノベーション等整備事業があります。これは都市住民の農山漁村に対する理解の促進を目
的とした交流拠点の整備支援事業になります。

また、県の事業として農業経営多角化支援事業があります。これは農業経営の多角化によ
る所得向上を目指した機械、施設等の整備支援事業です。

申請の要件として、国の事業は農業者3戸以上で構成した団体による申請となっております
が、県の事業は個人による申請も可能となっております。どちらも事業実施に向け事業目
標などを設定した実施計画書等を作成する必要があります。日頃から意識を持って取り組ん
でいただければと思います。

引き続き事業の周知を図るとともに、申請希望者に対し計画作成などの支援を行い、事業
の実施につなげ地域農業の発展を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 多くの支援があることは分かりました。これからも周知のほうをよろし
くお願いします。

それでは、質問事項2、公共資産の有効活用の推進についての（1）について再質問いた
します。

1回目の質問でご回答いただいた生涯活躍のまち・あさひ形成事業の波及効果を見極めた
上での土地活用とは、具体的にどういう事業が考えられるのか。その中には商業施設の誘致
等も視野にあるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 生涯活躍のまち・あさひ形成事業は、昨年4月に商業施設
及び多世代交流施設おひさまテラスが開業し、今後は特別養護老人ホームや居住施設の整備
を行い、令和6年度の完成を目指しているところでございます。

今後は、生涯活躍のまち・あさひ形成事業の波及効果という点においては、居住系施設や
商業系施設、あるいは複合的な施設等、周辺の環境に配慮し、ニーズを捉えて検討していく
必要があると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

旭市は移住者向けに様々な事業を展開していると思いますが、市の団体などから移住者向けの宅地を探すのに苦慮しているとの話も聞きます。農地を宅地に転用するには厳しい制限があります。また、昨今の建設資材の高騰により建設費は以前の1.5倍以上に上がっています。新たに土地を取得して住宅ローンを組むのは厳しい状況にあります。住宅建築が滞ると、市内の建設業者の仕事がなくなるという悪循環にもなりかねません。

以前から提案していますが、旧海上中跡地は、住んで生活するには最適な場所であると考えます。移住者などに向け相場よりも安い価格で宅地を分譲し、市内の工事業者に住宅を新築してもらい、固定資産税を納めていただくという考えはないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 市では人口減少対策の一つとして、民間のノウハウを活用して生涯活躍のまち・あさひ形成事業を進めているところでございます。移住者の住まいを確保していくことも事業の実現には重要であり、未利用地の活用は有効な手段の一つであると思います。

一方で、令和5年度には旭市学校再編推進事業の中で、各地域でもアンケートや地区説明会などが予定されております。学校の再編を進める上で、地域の方々との意見交換は大変重要なことであり、その中で旧海上中跡地の活用についても検討していく必要があると考えております。

生涯活躍のまち・あさひ形成事業や旭市学校再編推進事業は、旭市において重要な施策でございます。二つの事業の進捗を見極めて、地域の方々の意見も伺いながら、慎重に判断してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

それでは、質問事項3、公園の充実についての（1）について再質問いたします。

天神公園は新庁舎建設に伴う代替え公園であるということですが、整備時期はいつ頃決定するのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 具体的な整備時期につきましては、市内の小・中学校や保育所の再編、その他公共施設整備の進捗状況を踏まえまして、社会情勢の変化に合わせた市民の

ニーズを満たす有効的な計画を策定した上で、最適な整備時期を見極めてまいります。整備までの間は適切な管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

近隣には芝が張っており、園路があつて遊具があるという公園が多く存在します。整備時期に制限がないのであれば、今ご回答いただいたように社会情勢に合った市民のニーズを満たす計画をぜひ実現させていただきたいと思います。例えばスケートボードの練習ができたり、または何かに特化していて、市民の方々が有意義に使えるような公園を計画することは可能なのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議員の質問のとおり、旧本庁舎跡地の近隣には旭文化の杜公園や袋公園などの芝生の広場や園路がありまして、遊具が設置されました多目的な公園が既にございます。そのようなことから、スケートボードというご提案がございましたが、旧本庁舎跡地の整備につきましては、一部廃止した文化の杜公園の代替公園としての機能も有しながら、他の公園にはない特色のある施設の整備についても十分検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 前向きな検討をよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） 議席番号9番、島田恒です。議長から許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

質問内容については、2項目6点でございます。

まず、大きな項目の１点目として、１として、安定した農業経営の推進についてお伺いしたいと思います。

その前提として、地域の農業の将来像を描く地域計画というものの策定が2023年、この令和５年度から始まります。この計画については地域の農地の将来像を描くものであります。2024年度中、令和６年度の策定が全国の市町村に求められています。これは農地を誰がどのように使うのかというものを明確にしていくというものであります。いわゆるその目標地図を作るということです。

既にもう進められています人・農地プランございますけれども、それを基本に農業委員会を中心に進めていくこととなろうかと思えます。農地の貸し手と借り手の意向を農業委員会が聞き取って、農地を一筆一筆ごとに利用者を特定していくというものだとして理解しております。これは単に農地を誰が利用しているのかということではなくて、地域の自然環境というものも含めて、どう保全していくんだということに関わってきます。昨今の人口減少、高齢化、あるいは後継者不足による労働力の不足と、そういうものがございます。

そういうものが進む中で、持続的に農地利用をどう進めていくんだということが中心になっていきます。農家の方々が中心になって進めていくのは、これ当然のことですけれども、とりわけ認定農業者、いわゆるその農業の担い手と言われる方々、その中には新規就農者ですとか、そのほかに団体としては農協、あるいは農業委員、地域の代表者等が入って意見を集約して地域の実情に合わせた、そういう地域の計画を立てていくということになります。誰が継続的に農地の担い手になるんだということを調整していくことになります。

本市においては令和２年３月に旭市の総合戦略、その具体的な施策として同年７月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものが策定されております。これから農地利用の地域計画の策定をどう進めていくかということは大きなテーマとなってきます。

そこで、まず前段として、旭市の農業の実情と、それから将来に向けての基本的な考え方をお伺いしていきたいと思えます。

以下、（１）として、本市の農業経営体や農業従事者の現状について、その推移や年齢階層別の構成割合、将来予測をお伺いしたい。

（２）として、認定農業者を中心とした農業の担い手への農地の集積割合について、他の市町村と比べてどうであろうかということです。

（３）として、先ほど申し上げました令和５年度から始まる農地利用に関わる地域計画の策定について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な旭市の構想に即して、どういう

ふうに具体化させていくかということについてお伺いしたい。

(4) として、農業振興地域整備計画について、都市計画その他土地利用計画との調和を図りながら、優良農地をどうこれから確保していくのかということをお伺いしたいと思います。

大項目の2として、住みよい住環境の確保についてということで、(1) これは次年度の予算案の中にこれについては予算づけというか、予算が入っていますけれども、蛇園南地区排水路整備事業について、進捗状況と今後の見通しというものを伺いしたいと思います。

(2) として、広原地区、広原地区というのは地番ということについては後草という地番になります。の冠水対策について、現状と今後の計画をお伺いしたいと思います。

以上、2項目6点でございます。

再質問につきましては、質問席で質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課からは大きな項目の1番、安定した農業経営の推進について、(1) 番から(4) 番まで四つあったと思うんですが、順にお答えしたいと思います。

まず初めに(1) 番、農業従事者の現状ということで、推移、年齢階層別の構成割合、将来予測というところで回答します。

国の農林業センサスの数値により、まず、現状と推移をお答えいたします。

農業経営体につきましては2010年が2,615経営体、2015年が2,275経営体、2020年が1,934経営体となっています。

農業従事者につきましては、2010年が7,356名、2015年が6,108名、2020年が5,016名となっております。

次に、年齢別構成についてですが、2020年の農業従事者の内訳でお答えいたします。15歳から19歳が30名で0.6%、20歳から29歳が187名で3.7%、30歳から39歳が364名で7.3%、40歳から49歳が604名で12.0%、50歳から59歳が849名で16.9%、60歳から64歳が564名で11.2%、65歳以上が2,418名で48.2%となっています。

将来予測につきましては、2015年調査から2020年調査の農業従事者の減少率が約18%となっていますので、同程度の減少率で推移した場合、単純に計算しますと、次回調査時の2025

年には4,100名程度まで減少することが予想されます。

続きまして、（２）番です。農業の担い手への農地の集積割合ということで、他市町村との状況についてお答えします。

旭市の担い手への農地の集積率は、令和３年度末現在で62.9%になります。近隣市町の状況ですが、銚子市が59.5%、匝瑳市が32.1%、香取市が27.7%、東庄町が49.3%となっています。なお、千葉県全体では集積率は28.2%ということです。

続きまして、（３）番になります。地域計画の策定についてどういうふうに具体化させていくのかということですが、地域計画は地域の農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、地域の関係者の話し合いにより目指すべき将来の農用地の姿を明確化する計画を地域ごとに定めるものでございます。

また、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に、将来の農業経営の発展の目標を定めるものです。地域計画の策定に当たっては、地域の幅広い関係者による協議の場を設置して話し合いを行い、その結果を基に基本的な構想に即した地域計画を策定することとなっています。

今後は、令和６年度中の地域計画策定に向けて、まずは協議の場の設置に向けて、ＪＡや土地改良区などの関係機関と調整を図っていきたいと考えています。

続きまして、（４）番になります。

農業振興地域整備計画について、優良農地の確保というご質問だったと思います。

市では農業振興地域整備計画の中で、今後の農業の振興を図るため、優良農地として確保すべき農地を農用地区域に指定しています。農用地区域では宅地造成などの開発が制限されており、やむを得ず農地を転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要になります。

今後、都市計画やその他土地利用計画により、農用地区域が含まれる場合は、農業との調和を図りながら、まちづくりと農業のバランスを取る必要があると考えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、２、住みよい住環境の確保についての（１）と（２）についてご回答申し上げます。

初めに、（１）の蛇園南地区排水路整備事業の進捗状況、見通しということでございます。蛇園南地区の排水路整備事業につきましては、令和２年度に海岸まで約3.4キロメートル

の流末排水路整備を完了いたしました。現在は地区内の排水を集水するための飯岡海上連絡道から教習所へ至る東西幹線排水路及び、これを流末排水路へ接続するルートの整備を進めているところでございます。

東西幹線排水路は、計画している984メートルのうち、現在までに東側103メートルが完成しておりまして、今後も順次、施工していく予定であります。

流末排水路への接続ルートは、全体245メートルのうち、現在施工中の区間160メートルで完成となるものであります。

続きまして、（２）広原地区の冠水対策についての現状、今後の計画についてご回答申し上げます。

広原地区の冠水につきましては、基本的には県道の冠水が中心となってくるものでございますので、これは千葉県海匠土木事務所が所管している道路側溝であります。しかしながら、市域市道、その他市域の雨水が流出して、結果的に県道の側溝が冠水するということがありますので、従前から千葉県と市で共同して協議しながら改善を図っているところであります。

そのような中で、令和２年度に県では基本設計業務ということで、様々な県土区域について現況調査を実施したというところでありまして、現在はその状況を現地で把握した中で改善策を継続して検討しているところでありますが、いずれにしても、大々的に何かこう一気に解決するというような方法が現在のところ、なかなかというところでありますので、幹線水路改修に向けた検討のほかに、既存水路のしゅんせつ作業ですか、そういった清掃とか維持管理、そういったところを中心に常々常日頃、対応しているというところであります。

市としましても、県と共同作業という認識の下に、課題解決に向けて協議しているところです。具体的には例えば既存排水路の断面の拡大とか、それと流速の向上ですか、一部流速の遅い部分でどうしても冠水するということもありますので、下流の状況の検討なども含めて、流速の向上策なども継続して県と協議しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○９番（島田 恒） それでは、安定した農業経営の推進についての（１）農業経営体ですとか、農業従事者の数についてお答えいただいたわけですが、再質問として、お答えいただいたように農業経営体の数も、それから農業者の数も大きく減少するということで、５年間でおおよそ18%ですか、減っていると。

5年で18%ですので、10年とすると30%ということになるんですけれども、そしてとりわけその従業者数については65歳以上が約半分ということで、つまりこれから高齢によってますます離農者がさらに進んでいくということなんだと思いますけれども、とても危機的な問題であります。

そして、心配されるのは、こういう農家が加速度的に減少していく中で、地域の農業生産、千葉県で第1位だ、日本で第6位ということもありますけれども、そういう農業生産はしっかりと維持されていくんだろうかという懸念があるかと思います。

そこで、農業粗生産額の推移と、それから耕地面積の推移についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農業粗生産額については、国の農林水産統計の数値で回答させていただきますが、名称が農業産出額に改められましたので、農業産出額の直近3年の推移を申し上げます。

まず、平成30年が522億9,000万円、令和元年が490億2,000万円、令和2年が489億円となっております。主な品目は豚と野菜で、令和2年は豚が194億8,000万円が39.8%、野菜が153億円で31.1%です。

産出額は減少傾向にありますが、いずれの年も市町村別順位は千葉県第1位、おっしゃるとおり全国第6位となっています。

それから、耕地面積の推移ですか、ちょっと今準備できないので、ちょっと今準備させるので、後でお答えできればと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） それでは、再々質問をしたいと思います。

農家人口はこの5年で約2割減少ということですが、一方私の調べたところによると、農業生産額というのは、やはり同じように若干の減少、ここで今数字言われたとおり、あまり減少していないんですね。

これはいわゆるその農家の担い手に農地を集積して、しっかりとその生産規模が拡大されているということだと思いますけれども、農家人口が大きく減少する中で農地ですとか水路、あるいはその農道の管理、雑草やごみの放置の問題も一方で大きく取り上げられているわけです。

そういう問題を地域の中で解消していくために、多面的機能支払交付金事業というのが、私も参加しているんですけども、ありますけれども、こういう事業は旭市の管内で大変必要な組織体だと思いますけれども、どれぐらいの数があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農業者の高齢化、減少等により、農地等の保全管理に支障が生じつつある中で、市では国の多面的機能支払交付金、これを活用し農地、水路及び農道の保全管理に係る共同活動を支援する多面的機能発揮促進事業を推進しております。

現在15団体が本事業の活動をしており、取り組み農地面積は約2,108ヘクタールとなります。

また、令和5年度には1団体が新たに活動を開始し、取り組み農地面積は約2,215ヘクタールとなる予定となっております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 先ほど耕地面積の質問いたしましたけども、私も実は自分で調べてありまして、だいたい水田については3,900ヘクタールということ、後で回答結構ですんで、旭市の水田面積は約3,900ヘクタールだということを数字で捉えていますけれども、その中の2,215ヘクタールがこういう事業に関わっているというお答えでした。

ここ数年でかなり私の実感としても増えてきたような気がしますけれども、こういう事業というのは農業者だけじゃなくて、地域の農家の以外の方々も参加して行っている事業であります。農道や水路の草刈り、あるいはごみ拾いなどが主なものになりますけれども、地域の消防団の方々が点検して、場合によってはかぎなどで拾い上げてくれたりもしております。

さらには、老人クラブの方々がごみ拾いを、農道等を定期的にされていると、あるいはその婦人会の方々を中心に景観作物によって、その農地を保全するということも行われていたり、非常にその地域のコミュニティの核になっているというように期待しております。こういう事業についてもさらにこう発展して拡大できるように、市のほうのご協力もぜひお願いしたいと。

次の質問に入りたいと思います。

（2）のいわゆるその農地の集積割合についてお聞きしました。その中で農業者の高齢化に伴って、受け手のない農地というものが増加することが大変危惧されるんですけども、そういうその耕作放棄地の推移についてお伺いできますでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 耕作放棄地の推移については、農業委員会が把握している遊休農地で回答させていただきます。

近年の面積の推移については、令和元年度末が78.9ヘクタール、令和2年度末が79.4ヘクタール、令和3年度末が75.3ヘクタールとなっております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問になりますけれども、この遊休農地については75ヘクタールに減少しているということですが、それでもなおこの遊休農地としている農地は、農業利用が非常に困難だから遊休になるということだと理解しますけれども、なかなか再生利用が進まないという農地について、現実的には消極的な保全管理ということになるんだと思いますけれども、こういう農地をこれからどういうふうに維持管理していくかといった具体的な検討ですとか、あるいは計画というものがありますでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 現状、市としましては、先ほども申し上げました国の多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみの保全活動を支援していく多面的機能発揮促進事業を推進するとともに、今後は、農地中間管理機構の遊休農地解消緊急対策事業の活用により、遊休農地の発生防止及び削減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

多面的機能発揮促進事業については私も参加していますけれども、農業者の方々以外にも様々な人たちが参加してくれております。この環境保全組織を中心に遊休農地の発生防止、及び削減は大変重要な課題になってくると思います。本市としても見える形での支援というものを一層強化していただきたいというように考えています。

このような事業というのは、農家と農業者だけのものではなくて、地域の環境をしっかりと保全していくという意味でも、大きな役割を今後とも果たしていくんだというように思います。こういう組織についても地域の課題解決、ごみの問題ですとか、環境の問題というものを解決に向けた取り組みの持続性、そういうものを自ら実施していく組織でありますので、本市としてもこのような組織の育成をさらに進めて推進していただきたいと思います。

次の（３）に進みたいと思います。

（３）の再質問ですけれども、地域計画についての再質問です。この地域計画は農地を一筆一筆、誰がこの農地を利用していくのかを地図に落とし込んでいくというようなものと理解していますけれども、これは農地一筆に関わる情報、誰の土地だとか、どれぐらいだとか、地積とか、地目とか、いろいろありますけれども、そういうものがデジタル管理されていくのかなと、お伺いしたいと思います。

それと、基本的に農地転用できない、いわゆるその農用地区、地域ですね、地区域については地番での管理はされていないような気がするんですけども、これも同様に自治体ＤＸの中でデジタル化されていくのか。地域計画との関連性とかあると思いますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 地域計画の目標地図については、原案を農業委員会で作成することとなっております。農業委員、今、配付してあるタブレット、これを農林水産省のシステムに接続して地図の作成を進めるということになると思います。このシステムには農業委員会が作成する農地台帳のデータを取り込みます、連携しますので、一筆ごとの情報がデジタル管理されることになります。

農用地区域については農用地利用計画という形で計画書を作成し、その中で地番を記載した台帳を作成しています。また、台帳はデジタル化されており地図で参照することも可能となっております。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５０分

再開 午後 １時 ０分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田恒議員の一般質問を行います。

島田恒議員。

○９番（島田 恒） それでは、地域計画の（３）の再質問であります。

令和5年度からこの地域計画づくりが進んで、令和6年度に策定ということですが、これについては実効性のある計画づくりが必要ですので、関係者、あるいは関係機関と連携が極めて大切かと思います。実りある計画づくりをお願いして、次に進みたいと思います。

(4)の農業振興地域整備計画等の中で、農用地区域に関する再質問でございます。

先ほど井田議員のご質問の中でも、農地の転用については農振の除外と、それから転用、許可申請、許可という流れになるわけなんですけれども、非常に農用地区域については転用が厳しいと、恐らく95%難しいということだと思います。

ただ、しかしながら、その耕作条件の極めて悪いというのは、その水が抜けないような田んぼ、既に遊休農地になっているような、そういう耕作放棄地になっているようなところというのは、往々にしてごみが散乱して草が生え放題、地域環境を極めて悪化させているというような状況をよく目にします。

農用地区域については、基本的には今申し上げましたように転用ができないわけなんですけれども、さらにその売買についても、農家でなければ売買は基本的にはできないという厳しい制限があるんですけれども、こういうような本当に遊休農地でどうしようもないような農地についての対応問題については、本市については検討がされていた経過があるのか、これからの考え方というものもあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農地の売買や転用については、農用地区域かどうかにかかわらず、農地法により一定の制限がかけられているという状況になっています。農用地区域は将来にわたって農業上の利用を確保するために設定しているものですので、耕作者を探すなど継続的に耕作されることをまず一義的には支援をしていく必要があるのかなと、そう考えています。

なお、先ほど申し上げましたが、既にもう荒廃している農地に対しては、現在のところ市の単独事業で耕作放棄地の再生に係る経費の一部を支援しているというところです。いずれにしろ大きな問題になっていますので、いろんな方面の協力をいただきながら、前に進めていければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

都市計画ですとか、あるいは、そのほかの土地利用計画によって、こういう農用地域が含まれる場合には農業との調和を図りながら、まちづくり、農業のバランスを取っていくということかと、そういう必要があると思います。

そのとおりだと思いますけれども、これ言うはやすく行うは難しということで、地域の発展ですとか、あるいはその地域の活性化だとか、農用地の有効利用、集積というのは、非常にその整理が難しい部分があると思うんですね。例えば集落内の農振地域の一体的な整備をしましょうと、開発しましょうというときには、やっぱり開発に一定の制限がかかってしまうような状況があるかと思っています。

より具体的に言えば、例えば道の駅周辺等については今後、銚子連絡道路のインターチェンジがあのに落ちてくると。できるという計画がなされていますけれども、こういう地域の開発は今後どうしていくかと。地域全体としては都市計画の考え方があるわけです。その上でこういう農業振興地域というものをどういうふうに考えていくかという問題ですけれども、一体的な見直しも今後は検討が必要ではなかろうかというように思っています。

今は具体的にそういう都市計画と、それから農振地区の見直し、一体的な見直しは考えていないとは思いますが、やはり今申し上げましたように、農振地区の見直しも今進めている都市計画の見直しと並行して、この農用地域との調和、バランス、先ほどご回答いただきましたけれども、検討する必要があるだろうというふうに思っています。

ご回答は求めませんが、農業の地域計画、あるいは農振地区の考え方、そして都市計画の見直しと今後は整合性を持って進めていくことを要望していきたいと思います。回答は結構です。

続いて、2の住みよい住環境の確保についての再質問です。

この計画は予算書の中でも示されているとおり、この蛇園南地区については令和6年度で終了するということですが、最終的にはこの旭市の排水は、だいたい北から南に全てもう海に流れていくということです。

ただ、ああいう地域というのは、今走っているバイパスというのが横断していますので、物理的にはなかなかそこを超すことが難しいというような状況があると思います。特にこの蛇園南地区の排水については、地域の中の排水路の整備が計画的に進まないと、一体のその効果が現れないと思うんですが、現在の進捗状況について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 進捗状況と今後の見通しでございます。

東西の幹線排水路、これが984メートルございまして、現在、既に103メートル整備済みでございます。残りが881メートルとなりますが、こちらを令和5年度、6年度の2か年で整備を予定しておりまして、令和6年度末には東西の幹線と申しますか、連絡道から教習所の前までという、あの細い市道になりますが、あちらで幹線の部分の工事が完了する予定で計画しております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問になりますけれども、あそこは大きな雨のたびに水たまりがずっと消えないというような状況が解消しないのが現状であります。集落内の排水路の整備が必要だと思いますけれども、あそこの集落内の計画というのも、排水路の整備というものもこの計画に入っているのか、もし入っていなければ、この整備期間というものを想定しているのか、計画にあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） まず、東西幹線排水路にこれを整備していきます市道部分でだいぶ冠水が現在多いところでございまして、こちらにつきましては、それぞれの場所、この幹線排水が整備されれば、その周辺の冠水は解消されるものと考えております。

それと集落内でございますが、これは当初計画の集水区域には当然入っているものでございます。ですから、この部分の整備につきましては、幹線排水路の整備と併せまして、その後、冠水解消の必要性が高い場所、これは事業スタート当初、現在、住宅の建った状況とか様々なところで変わってまいりますので、現状を見極めながら、効果の高い排水ルートを見極めまして、順次整備していきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） （1）の再々質問ということで、排水についてはこの流末の整備というんでしょうか、それができなければ効果が薄いわけなんですけれども、令和6年に東西の幹線排水路984メートルですか、完成する、後にはなるべく早い期間に集落内の排水整備にも着手を願いたいと、よろしくお願いしたいと思います。回答は結構でございます。

続いて、（2）の再質問であります。

これは広原、後草地区の冠水、排水対策の問題ですけれども、国道と県道が交差する飯岡カ

インズホーム等の交差点を横切って、最終的には三川の浜というんでしょうか、海岸のほうに落ちていくのが、これ自然なわけであります。ただ、先ほども申し上げましたように、バイパスを横切らなければならないという大きな課題になっています。

これをバイパスをどう横切って排水するかという問題があるんですけども、ここ一部民間の排水路がバイパスの下から浜に敷設されているようですけども、現状はどんな状況でありましょうか。こういう民間の施設を利用することは可能なのか、あるいは、その利用するとすれば、そういう能力の問題はあるかないのか、現況について分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ご質問の民間企業の排水管でございますが、こちらにつきましては、昭和48年頃に敷設したものであるということでありまして、コンクリート製ヒューム管で、内径は500ミリメートルということでございます。延長につきましては、2.5キロメートルほどとなっているものでございます。

敷設ルートは広原交差点で飯岡バイパスを横断しまして、県道飯岡停車場線や市道及び大利根土地改良区が管理する土地を経由しまして、東足洗地先で同改良区が管理する水路へ放流されるものでございます。

利用というお話でございましたが、当該排水管、標準的な耐用年数である50年が既に経過しまして、排水管の老朽化が想定されます。今後の維持管理などを考慮しますと、現在のところ、これを利用させていただくことは難しいかなというふうに考えております。

それと、あと能力ですが、これは施工した側ではございませんので、あくまで想定の中のまた想定ということになりますが、ヒューム管が500ミリということで、流量としては1秒間当たり120リットル程度の排水能力が最大、勾配にもよりますが、これを仮定で全て想定しますと、そのぐらいであるのかなというふうに想定しております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問をさせていただきたいと思いますが、民間の施設ですので、利用というのはなかなか難しいのかなと。今500ミリのヒューム管ですか、埋設されているとのことですけども、かなりの老朽化、50年ということですが、あると思います。

私もそこから海岸の、あそこは足洗なんでしょうか、そこまですっとたどってみましたけれども、なかなか地下に埋設されているものだから分からないということでは、処理能力と

というのはあまりないのかなというような気がしましたし、この地区の排水の課題というのは、そういう対症療法的なものと根本治療が必要なものが出てくるんだと思います。

将来的にはこのバイパスの下を横切って排出する量を増やしていくと。海に直接排出する、そういう計画があるのかどうか、あるとすれば、そういうこれからの都市計画、都市施設ということで整備する計画はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 現時点では、新たに飯岡バイパスから海岸までの排水路の敷設については、特に具体的な計画はございません。県につきましても同様というふうに伺っております。

また、都市計画の都市施設というようにお話でございましたが、特に都市計画の施設としてということではありませんが、排水対策を含めて、今後さらに計画的なまちづくりを進めていくことが重要であるというふうに考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々々質問、最後にしたいと思いますけれども、特にあそこ県道が走って、国道も走っていますしね。これは県との調整というものが、何をやるにしても必要になってくると思います。それから、大利根土地改良区との調整ですとか、検討も重要になってくると思います。

こういう冠水の問題というのは、この排水路の問題というのは、この水の流れ込むU字溝だとか、その上のグレーチング、水が入っていくところなど日頃の管理というんでしょうか、そういうものによって随分こう変わってくるような気がする。あそこ相当最近は冠水が少なくなっているような、県道の舗装もできましたしね。そういう日頃の管理もかなり必要になってくるかと思います。

先ほどご質問しました、流末の工事をしないと蛇園等については集落内の改善工事の効果が薄いと、どこでもそうですけれども、ありますので、計画が既に作成されておりますので、そこについては肅々と迅速な対応をお願いしまして、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田議員は自席へお戻りください。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6 番 崎山華英 登壇）

○6 番（崎山華英） 議席番号6番、崎山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。

お忙しい中、傍聴に来てくださった皆様、また、ネット中継、録画等で見てくださっている方もありがとうございます。

本日、3月8日といえば国際女性デーです。世界中の女性の社会進出や権利を促進するために設けられた大切な日です。ジェンダー格差の解消と少子化対策は密接に関係していることから、女性が社会的に活躍できる環境づくりを進め、女性の意見や意欲が積極的に反映される社会をつくることが求められています。

国内、千葉県内において、まだまだ少数派である女性地方議員の一人として、性別や生まれ育った環境にとらわれず、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける社会の実現に向けて提言してまいります。今年も引き続き、皆様からの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

では、早速質問に入ります。項目は大きく四つです。

まず、大きな項目1、子育て支援の充実についてです。

初めてのお子さんの保育園等入園先を決めることは保護者自身の就労、生活リズム、お子さんの卒園後の就学先、第2子以降の入園等にも深く関係し、一度入園すると心情的にも転園がしづらいことから、その後の生活に大きく影響しますので、慎重に検討することが重要です。

もしも十分な検討や事前の準備がされないままに入園することで、保育園等への不満や苦情につながったり、家庭の生活に悪影響を及ぼすことも十分考えられます。実際に市民の方からご相談いただく際にも、もっと入園先の検討や事前の情報が十分に入っていれば、そういった困り事がなかったかもしれないという事例もあります。

そこで、（1）第1子の保育園等の入園支援について、入園先選定に必要な情報を初めての方にも分かりやすく提供できないかということについてお尋ねします。

私の手元にもあります「保育の必要性の認定と教育・保育施設のご案内」の資料について、入園を検討する際に保護者の方が必ず目を通す資料であることから、初めて入園を検討する方にも分かりやすく寄り添った表現や説明となるように、これまでも見直しがなされてき

たのかとは思いますが、いま一度、丁寧な見直しができないかお尋ねします。

続いて、（２）保育園等で利用児が使用したおむつの処理方法についてお尋ねします。

保育園などで保育中に取り替えた使用済みおむつについてですが、市内では園で全て処分してくれる場合や、帰りまでに子どもごとに使用済みおむつを分けておいて、保護者がバケツで持ち帰るなど、園によって対応が様々取られているのが現状と思います。今年１月に厚生労働省は保育園等で出た使用済みのおむつは、各園での処分を推奨するという事を全国の自治体に通知しました。

そこで、今後の本市の対応について伺いたいと思いますが、まずは現在、市内の認可園において、使用済みおむつを週１回以上、原則持ち帰りとしている園は幾つあるのか、現状を伺います。

続いて、（３）は公立保育所で使用するお昼寝布団についてお尋ねします。

現在、公立の保育所では子どもたちがお昼寝で利用する布団を各家庭で用意することになっております。市販のものをそのまま使うのではなく、大人用のタオルケット、冬の時期は大人用の毛布を半分に折り重ねて縫い合わせ、さらに、その上にフェースタオルを顔の近くのほうの一边に覆いかぶせるように縫いつけるといった指定がされています。

この方法は家庭で掛け布団を準備、縫製する負担があるのはもちろんのこと、布が重なっていることで十分な洗浄や乾燥がしづらい等の衛生管理上の不安があります。また、フェースタオルを縫いつけることは、よだれを吸収させる意味や、上下が逆だった場合に顔に足側の布部分が当たるのが不衛生だからという、一見正当な理由がつけられていますが、そもそも掛け布団が口元にかかることが想定されていること自体、窒息等の危険性があることから推奨されていないはずですし、こういったことから安全が考慮されているのかも疑問であり、全体的に見て全く合理的な理由がないと考えているところです。

現在の掛け布団のルールについては、全公立保育所共通で行っているとのことですが、見直しがされないのかお尋ねいたします。

次に、大きな項目２、小学校の再編について。

今後の小学校の再編に伴う放課後児童クラブのほか、子どもたちの放課後の過ごし方についてお尋ねをします。

まず、放課後児童クラブについて、小学校の統廃合後は一つの学区の範囲が広がり、今後もしも少子化が進むことが予想されることから、学校と自宅との距離やお友達同士の自宅の距離が離れることで、これまでなら児童クラブへ入所しない選択をしていた高学年であっても、

防犯上等の理由で児童クラブへの入所需要が増えることは予想ができ、既に学校統廃合を行った近隣の自治体を見ても、その傾向があることが分かっています。

そこで、（１）本市において、小学校統廃合後の児童クラブ受入れの体制について、今後どのように考えているのか、高学年の受入れやクラブの設置場所についての予定をお尋ねいたします。

続いて、大きな項目３、障害児福祉の充実について。

（１）医療的ケア児の支援についてお尋ねします。

本市においても、たんの吸引など医療的ケアが日常的に必要なお子さんが安心して学校に通えるように、医療的ケアに対応できる体制が一部の学校や保育園等で始まっているところかと思います。現在、市内において医療的ケアが必要なお子さんを受け入れている学校と保育園等が幾つあり、利用者がどれだけいらっしゃる状況なのか、現状を伺います。

（２）放課後デイサービスについてお尋ねします。

障害を抱えるお子さんや発達に特性のあるお子さんを、学校や家庭以外でサポートする通所施設として、放課後デイサービスがありますが、本市でニーズ等の実態把握ができているのかお伺いするために、まずは市内の放課後デイサービス施設数と近年の実利用者数についてお尋ねをいたします。

最後に、大きな項目４、誰もが投票しやすい環境づくりについて。

この４月には全国各地で統一地方選挙が行われるところですが、近年の投票率の低下、市民の政治への無関心が問題視されています。旭市でも統一地方選挙において、千葉県議会議員選挙が控えていることから、投票しやすい環境づくりについて質問をさせていただきます。

投票所において投票した後、申出をすることで発行される投票済証明書を活用して、選挙の啓発につなげる取り組みを行っている自治体が増えてきています。

（１）の質問としまして、これまで旭市はこの投票済証明書の発行自体がなかったかと思いますが、今後発行の予定はあるのかお尋ねいたします。

（２）選挙公報についてです。選挙に出馬する候補者の訴えや政策を一覧で見比べることができる選挙公報ですが、現在プッシュ型の配布方法として取られているのは、新聞折り込みでの配布のみかと思います。毎月の広報あさひについても同様に、新聞折り込みの方法が取られておりますが、直近３年間の市内での折り込み数の推移がどのように変化しているのかお尋ねします。

以上、４項目、再質問は質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 大きな1番、子育て支援の充実について、（1）から（3）について順にお答えいたします。

初めての方にも分かりやすく、入所のご案内につきまして、いま一度見直しができないかというご質問なんですが、子育て支援課で作成しております「保育の必要性の認定と教育・保育施設のご案内」につきましては、毎年、改善すべき点があれば見直しを実施してまいりましたが、再度内容を精査いたしまして、次年度の入所のご案内はより分かりやすい表現になるように考えてまいりたいと思います。

次に、（2）使用済みおむつの持ち帰りについての現状についてでございますが、公立保育所の状況から申し上げますと、令和5年2月までは保護者の皆様には、金曜日と祝日の前の日に使用済みおむつの持ち帰りのお願いをしておりましたが、3月からは保護者の負担軽減の観点から、全て保育所で処分をしております。

次に、私立の保育施設の状況になりますが、既に自園で処分している施設が5か所、持ち帰りのお願いをしている施設は4か所でございます。4月からは全ての施設が自園での処分になる予定でございます。

次に、（3）です。お昼寝用のお布団についてでございますが、入所のしおりで作製の仕方をお示ししておりますが、ご家庭の状況によりましては難しい場合もありまして、強制をしているものではございません。改善できる部分につきましては、見直しをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、まず2番の小学校の再編について、放課後児童クラブの再編計画はどうなるのかというご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、学校再編基本方針の中で廃校となる小学校の屋内運動場への併設や地域拠点の有効活用などを例示してございます。また、放課後の児童の安全性の観点から、統合した小学校の敷地内に放課後児童クラブを統合することも可能かと思われます。

今後、学校再編を進める中で地域性や適切な規模、配置を考慮しながら、保護者や地域の皆様のご意見を伺い、検討してまいりたいと考えております。

また、高学年の受入れにつきましても、現在も受入れをしておりますが、定員を超える場合には低学年を優先している状況でございます。それにつきましても今後の統合に併せて、さらに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3の障害児福祉の充実についての（1）医療的ケア児についてでございますが、医療的ケア児の受入れは、小学校、保育所ともに本年度スタートした事業で、現在小学校では2校で、それぞれ1名ずつ受入れをしております。また、保育所では1か所で1名の受入れをしている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課からは3の（2）市内放課後等デイサービス施設数と近年の実利用者人数についてお答えいたします。

まず、放課後等デイサービスの実利用者数は、令和元年度104人、令和2年度109人、令和3年度112人、令和4年度は12月までで124人となっており、増加傾向にあります。

また、市内放課後等デイサービス事業所数は、4月より再開する予定の1事業所を含めて合計で6事業所となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは大きな4の（1）投票済証明書の発行について、まずお答え申し上げます。

当市では今まで投票済証明書などの発行はしておりませんでした。県内市町村の状況などを踏まえ、本年4月9日執行予定の千葉県議会議員一般選挙から、投票済証を発行することといたしました。各期日前投票所や当日投票所に備え置きますので、必要な方は申し出ていただければと思います。

なお、発行に際しまして広報やホームページ、SNS等で周知をしていく予定でおります。

次に、4の（2）、直近3か年の新聞折り込み数の推移はということですが、直近3か年で申し上げますと、新聞折り込み部数は令和2年度が1万8,510部、令和3年度が1万8,310部、令和4年度が1万7,010部と減少の傾向にあります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。順番に再質問いたします。

保育施設等の案内資料についてご回答ありがとうございました。何とぞより丁寧で親切な

内容編成を心がけていただきたいと思います。入園先を定める中で分からないことは電話で聞いたり、最終的には園へ直接見学に行ってみたりすることが望ましいことではありますが、そう幾つも行くのは現実的ではありませんし、職員にとっても都度対応することは多少なり負担になることかと思えます。

再質問としまして、本市のホームページに保育所、認定こども園一覧がありますが、各園の所在地や定員などの情報のほかにも休日保育や病児保育、おむつの持ち帰りの有無、昼寝布団の対応など、入園先を保護者が決める際に参考となるような情報は一目で比較できるように、同じ一覧にまとめることができないか。また、入園時に準備が必要なものは園ごとの決まりが分かるようにPDFで入園等のしお리를同じページに添付することができないか、お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 他市町村のホームページを参考にしながら、保護者のニーズに応えられるように市内の保育施設のサービスの実施状況、そういうものの一覧表を作成いたしまして、市のホームページ等に掲載してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） よろしく願いいたします。

再々質問ですが、子育てに関する情報を収集する機会として、市役所庁舎内にハニカムがありますが、一般的な児童館などと違い対象が3歳以下のお子さんと限られていることで、初めての育児をする保護者の交流というのが多く期待できる場所なんですけれども、それよりも少し年齢が上の子を持つ先輩ママやパパとの交流の機会が少ないのではないかなと考えています。

保育園を選ぶ際に実際に今、保育園や小学校にお子さんが行っている保護者の方の話を聞くことは、また行政の情報とは違った視点での有益な情報が得られると思いますが、本市でももう少し幅広い世代間での保護者交流の機会を設けることができないかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 未就園児の入所支援につきましては、子育て支援センターハニカムにて、地域子育て支援拠点事業の一環として、親子の交流促進、育児相談などとも

に実施をしております。

さらに、ハニカムでは就園に関して個別に相談があった場合には、保育士がその質問内容に合った経験を持つ来所者の方に橋渡しをして、経験者から直接質問に答えてもらうなど、ご理解いただけるように努めているところです。

今後もホームページやハニカム通信、子育てLINEなどを通じて情報発信し、未就園児を持つ方々へも分かりやすいように周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

おむつの持ち帰りについて再質問をさせていただきます。

国より園等でのおむつ処分を推奨するとの通知を受けて、公立保育所のほうは早くもご対応いただいております。その他民間の保育園についても、4月からおむつ持ち帰りなしになるということで今、回答いただきましたので、国から今ある感染症対策の補助金を活用して、使用済みおむつの一時保管用ごみ箱の補助が出るということですけれども、搬入や処理に係る負担についても、民間園に対して市で支援する等、何かされる予定はあるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 国等の補助対象につきましては、使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入費用などがございまして、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の補助率となっておりますが、ごみ箱1個当たりの金額がそう高くない、安価なことからも要望は少ないのかなというふうに考えております。

次に、おむつの処分費用につきましては、厚生労働省等の調査結果によりますと、多くの保育施設が国からの保育所等運営費の中で負担しているということですので、市からの補助については予定をしておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、保育所のお布団の件なんですけれども、掛け布団の件なんですけれども、安全性からも厚労省等のガイドラインと外れてしまっていると考えますので、何とぞ早めに見直しをし

ていただくようにお願いします。

再質問としまして、保育所のお昼寝布団についてですが、今、隔週持ち帰りとなっているはずですが、自家用車での通所が多いとはいえ、持って行き帰りするのはほかの荷物もありますので、大変負担が大きいです。特に兄弟で2人以上入所している家庭は両手に布団を抱えて、子どもと手もつなげない状態で駐車場を歩いている状況で、見ていて大変危険だなと感じています。

それで、有料希望制ですが、布団乾燥業者に委託して基本的に掛け布団が持ち帰り不要になっている市内の保育園ですとか、お昼寝にレンタルマットを採用している自治体もあるんですが、そういった受益者負担のサービス等を活用して、保護者の負担軽減を図る予定はないのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 布団乾燥やレンタル布団の導入につきましては、保護者に費用がかかってくることで、また、仮に希望制にした場合には差が生じることで問題が出てくることも危惧されるところです。

また、布団乾燥した場合でも布団カバーは保護者に洗濯していただくことになりますが、その取り外しや取付けなど、保育士の負担増にもつながると考えます。

レンタル布団につきましても、便利ではありますが、布団乾燥よりも費用がかかることから、現在は考えておりません。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。できたら前向きに検討いただきたいなと思いました。公立保育所であっても、可能な限り保護者や保育所の負担を軽減し、質や安全に対してもっと力を入れていただければと思います。

続いて、大きな項目2の小学校再編と放課後児童クラブについてです。

統廃合後の受入れ体制についてお考え、答弁いただきましてありがとうございました。近年の放課後児童クラブの入所状況を見る限り、本市においても放課後の時間帯に保護者が自宅にいない家庭が半数以上を占める状況だということがうかがえます。

放課後の子どもたちの居場所の整備というのは、小学校再編の中でも忘れてはいけない重要な課題です。ただし、児童クラブに入所していても、そこでの時間が楽しく安心できるものでなければ、1人でお家で留守番しているほうがましになってしまう、本当に残念なこと

です。

放課後児童クラブでは外遊びの時間等も確保されているようですが、特に近年、夏休み中などは熱中症警戒アラートなどで外に出られず、決して広くはない部屋に長時間過ごす時間が苦痛だという、子どもに言われているというお声をいただくこともあります。自分の就労の都合により、子どもに窮屈な思いをさせてしまっていることに罪悪感を抱く保護者の方もいらっしゃいます。

子どもたちの心身の健康のためにも、さらなる放課後児童クラブの充実が必要と考えますが、統廃合と同時に今後の放課後児童クラブの質の向上についてはどのように考えているか再質問させてください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 放課後児童クラブにおいては、質の向上というのは現在も重要であると考えておりまして、まず支援員の質の向上のために研修などを実施しております。子ども・保護者との接し方、関わり方や、子どもの発達、特別な支援を必要とする児童についてなど、全支援員を対象とした研修を実施しております。

今後も、支援員のスキル向上と保育サービスの質の向上に努めまして、保護者が安心して、児童が利用したくなるような、そういった放課後児童クラブを目指していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

再々質問になりますが、児童クラブに入所していない児童については、統廃合後の学区の範囲の広さと地域の少子化によって、放課後に友達と遊びたくても近くに友達がなくて遊べないというケースが増えることが予想されます。また、必ずしも自宅が安全でないお子様もいらっしゃるかもしれません。

そして、高学年になるにつれて、放課後児童クラブではちょっといられないよという子については、近くに遊ぶ場所などがあればいいですけれども、公共の移動手段もほとんどない中で家にいるしかない、こういった子たちが今もまちのあちこちにいるということは問題だと思いますし、親の留守宅を狙った小学生の強制わいせつ事件の報道を目にしますと、こちらでも起きかねないのかなと思います。

今後は親の就労にかかわらず、自宅以外に安全な放課後の居場所の確保が必要だと考えま

すが、市としてどのように考えているかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 放課後の子どもの過ごし方につきましては、国では文部科学省と厚生労働省の一体的な推進によって、小学生の安全・安心な居場所の確保を推進するための新・放課後子ども総合プランを策定しております。このプランには学校施設の活用促進や地域と学校が連携・協働して、社会総がかりでの子どもの育成が掲げられております。

本市でも、本年４月に地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みである学校運営協議会、コミュニティ・スクールを市内小学校５校にモデル校として設置する予定で準備を進めております。

また、生涯学習課が進める地域学校協働活動、それと学校運営協議会の双方が機能することで、地域と学校が一体となって子どもを育みながら、社会全体で小学生の安全・安心な居場所づくりの確保ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。今後のコミュニティ・スクールの在り方などをぜひよく検討いただきたいなと思います。また、公共交通の在り方についても高齢者中心だけでなく、子どもたちのためにも考えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

続いて大きな項目３について、まず、医療的ケアです。

現状を伺いました。保育園に通っているうちは基本的に保護者の送り迎えが必須となりますので、送り迎えによほど支障がない立地で医療的ケアに対応できる園であれば、そこまで学区にこだわる必要はないのかなと考えていますけれども、就学となりますと子どもたちは基本的に自力での登校になってきますので、お子さんの状況によっては、将来的に親のサポートがなくても自力で登校できる場合もあるようですし、先々を考えるならば、自分の住んでいる学校の小学校に通いたい、保護者としても通わせたいという希望が出てくることは当たり前だと思います。

しかしながら、現状の体制では医療的ケアに対応できる学校や人材が限られていることから、今自分が住んでいる学区の学校に通いたいという希望がかなわないお子さんもいます。こういった状況、現状を市としてどのように考えているか聞かせてください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） コロナ禍等で看護師不足が続く中、現在市内の２校で医療的ケア児を受け入れておりますが、今後、複数の小学校区で医療的ケアを必要とする児童の入学が見込まれております。

このような状況を踏まえまして、本市では中央小学校をセンター校として、市内全域から医療的ケアを希望する児童を受け入れる予定でございます。このセンター校は、看護師と養護教諭がそれぞれ複数配置となりまして、時間的に切れ目のない安全で安定した支援が可能となります。

また、旭中央病院も近く、旭中央病院との連携や医療的ケア指導医による研修の充実、そういうもので効果的な支援が可能となります。

さらには、医療的ケアを必要とする児童の保護者同士が必要に応じて関わることで、センター校で関わることで、保護者の孤立感等も解消できると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） 安全で安定した支援を市のほうで責任を持って行うという意味では、現状はセンター校を置くことがベストな状態であるということは理解できました。今後、ケア体制の安定性が増し、就学先の選択肢がもっと増えるようになることを期待したいなと思っております。

今後も医療的ケアが必要なお子さんは増えていくと考えられます。就学後も切れ目なく、住み慣れた地域で安心してケアを受けながら教育を受けられることが、お子さんや保護者にとってもよいのではないかなと考えています。

現状をお聞きしている限り、医療的ケア希望の申出があるたびに市の担当の方が人材確保に奔走している状況は、負担がかなり大きいようですし、利用したい方にとっても無事にケアが受けられるのだろうかと不安にさせてしまい、どちらにとってもよくないことだと思っております。

今後もし可能であれば、訪問看護ステーションの活用やほかの所管や旭中央病院等から、素早く柔軟に医療的ケアに対応できる人材交流が可能とならないか、再々質問でお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 訪問看護ステーションからの派遣などにつきまして、本市の医療的ケア児につきましては、児童・生徒が学校にいる間、看護師の常時対応が必要となります。また、対応する看護師には学校における医療的ケアの実施について、通常の看護師業務以上の研修が必要となります。そのため訪問看護ステーションからの人材交流を実施するには、相応の研修体制の構築が必要になるかと思います。

以上のことから、今現在、訪問看護ステーションからの派遣や、ほかの保健師等の人材交流等については、現状では難しいと考えております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

では、放課後デイについて再質問いたします。

第2期旭市障害児福祉計画のうち、障害児通所支援等について平成30年から令和2年の計画と実績の表があります。その中で放課後デイサービスがほかの通所支援と比べて明らかに違うのが、利用者数の実績が計画数を毎年大きく上回っている点です。

再質問として、この要因が何かお答えください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 障害児福祉計画は障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービス等の数値目標と見込み量を定めるため、3年ごとに策定しているものであります。

ご質問の第2期旭市障害児福祉計画は令和2年度に策定し、翌令和3年度から令和5年度までを計画年度としています。その計画欄に記載している数値でありますけれども、平成29年度の第1期計画策定時に見込んだ数値でありまして、計画策定時に比べ利用者が大きく増加しているため、実績との差異が生じたものであります。

この障害児福祉計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休校等の理由で、放課後等デイサービスの利用が急増した、そういった状況もございましたので、来年度の次期計画策定に当たっては、それら増加の状況等を勘案して見込みを算出していく予定であります。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご説明ありがとうございました。計画を大きく超えて利用者がいるだけ

でなく、放課後デイに入所希望していても入所できない児童がいるのが実態のようです。本市では放課後デイを希望しても入所できなかった児童がどれくらいの数いるのか、把握ができていないのか、再々質問として伺います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） サービスを利用されている方には、担当する相談支援専門員と相談の上、利用調整していただいております。そのため希望どおりの利用ができない方がどれくらいいるか、正確な人数の把握はしておりません。

しかし、希望する事業所や希望する曜日に利用できないなどの保護者の声や、また、事業所からは通われている学校の立地の関係で送迎を行うことが難しい、利用頻度により調整がつかないなどの理由で受け入れられない場合があると伺ったこともございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

先ほど立地の話や送迎のことも言われていましたけれども、放課後デイと一言に言っても様々あるようで、希望者が特定のところに集中してしまう場合もあるようです。そういった中で事業者同士の連携や顔が見える関係があると、各事業所の質の向上や利用時の受入れの際に、事業者同士で柔軟に調整等が可能になることが考えられますが、放課後デイサービスの事業者同士の連携というのは本市の中で行われているのか、もしくは市で事業者同士をつなぐハブ的な役割ができていないのか、その辺について伺います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 本市では、放課後等デイサービス事業所が連携する組織はありませんが、市内相談支援事業所の相談員を構成員とする、旭市地域自立支援協議会の相談支援部会を定期的に開催しておりまして、その中で計画相談等で抱えている事例検討などを通して、地域の課題の把握・情報の共有をしております。

障害児通所支援を含め、障害福祉サービス事業は地域の資源であるサービス提供事業者によって支えられております。引き続き障害福祉サービス事業の推進のため、これら関係機関と連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） よろしく願いいたします。

障害児通所支援は市をまたいで通われているお子さんもいらっしゃるということから、広域的な課題と取るべきなのかもしれませんが、やはり最低限、市内の現状把握とそれによった対応、対策が取られるべきだと思います。まずは現状や利用希望者のニーズの十分な把握を、市としてもやっていただきたいと思います。

最後、大きな項目4のほうに移らせていただきます。

投票済証明書について発行予定だとのことで、ありがとうございます。

例えば証明書を見せると割引やサービスなどを受けられる取り組みが民間のお店等で発生する期待もあります。自治体によっては、その地域ならではのデザインを施したり、本のしおりになっているものもあつたりと工夫を凝らされているものも数多くあります。

そういった見た目に工夫がなされた証明書は、一般の方がSNSに上げられることもあり、市民発信で投票の啓発、市のPRにつながります。思わず投票に行って証明書をもらいたくなるような取り組みを本市で考えていますでしょうか。再質問です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 選挙の啓発活動、それと割引などの営利活動、これは分けて考える必要があるため、選挙管理委員会自らが投票に特典をつけるということとはできませんが、民間が独自で取り組んでいただけるのであれば、全く問題ないと考えております。

デザインですけれども、崎山議員おっしゃったように、通常の証明書のような印がつけられたようなものではなく、本のしおりにも使えるような形で作成いたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。しおり型ということだったので、すてきなデザインを期待しております。

続いて、選挙公報について再質問に移らせていただきます。

近年の折り込み数の減少を顧みても、選挙公報を新聞折り込みで頒布することには限界があるのかなと考えます。以前も同様の質問をしましたが、選挙公報の全戸配布について再度協議はされなかったのか、実施はできないのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 選挙公報は短期間に皆さんの手元に届かなければならないことから、本市での全戸配布、いわゆるポスティングに対応できる業者がないというのが現状であります。ポスティング以外にも区長配布やエリア郵便など、全戸配布の方法を検討いたしましたが、市内に行き渡るまでの期間がかかってしまうということで、新聞折り込みに代わる適切な方法が今のところない状況です。

新聞購読者が減少していることから、市選挙管理委員会ではパソコンやスマートフォンで選挙公報を見てもらえるよう、市のホームページや各種SNSを活用した周知を図っているところです。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。大方実施が難しいというお考えは分かりました。

それでは、全戸配布が難しいのであれば、各世帯に向けて必ず郵送がされる投票整理券へ選挙情報にアクセスできるQRコード、こちらを載せることはできないかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 令和3年度に実施しました旭市議会議員一般選挙では、入場整理券とポスター掲示場に選挙公報のQRコードを表示し、スマートフォンで選挙公報を確認できるようにいたしました。

印刷時期などの都合で、国政選挙や県の選挙ではちょっと対応ができないんですけれども、今後とも市の選挙においてはQRコードの表示をしていきたいと考えております。

また、市選挙管理委員会のツイッターでも選挙公報にリンクできるよう投稿を行っております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ぜひよろしく申し上げます。市内の高校へ出前授業を行うなど、新たに有権者になる方への投票の啓発に取り組んでいただいていることなどはSNSで拝見しておりますが、いま一度全世代に向けて選挙のたびに分かりやすい説明と啓発に努めていただきたいと思います。

一般質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 内 保

○議長（木内欽市） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（13番 宮内 保 登壇）

○13番（宮内 保） 議席番号13番、宮内保です。令和5年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、私は3項目、4点について質問させていただきます。

1項目めは、防災体制の充実について質問させていただきます。

2011年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の国内地震観測史上最大の地震に伴って発生した津波が旭市沿岸部を襲い、特に飯岡地区沿岸部の一部においては、大津波が数回にわたり来襲し未曾有の被害が出てしまいました。この大津波により旭市においては14名の尊い命が奪われたほか、行方不明者が2名、住宅被害は3,700世帯に及びました。

今年で12年目を迎え、そのような中、北海道と東北の太平洋沖にある日本海溝でマグニチュード7以上の地震を観測した際、より大きな後発地震への注意を呼びかける、北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用が昨年12月16日正午から始まりました。

県内では太平洋沿岸を中心とする14市町村が対象で、運用開始前に14市町村に行ったアンケートでは、マニュアル作成や避難所開設の有無で対応が割れ、運用面の難しさが浮かび上がったようで、開始される制度は想定する震源域で地震が発生した場合、気象庁が最大約2時間かけて揺れの規模を精査して、マグニチュード7以上なら内閣府と合同で記者会見をして注意情報を発信するとのことで、事前避難は求めないが、揺れを感じたらすぐに逃げられるように備えの徹底を1週間促すとのことです。本市では北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、どのように対応していくのかお伺いいたします。

2項目めは、高病原性鳥インフルエンザ対策についての（１）高病原性鳥インフルエンザに対する予防と対策について、現在の状況についてお伺いいたします。

鳥インフルエンザは昨年10月以降、25道府県約70か所以上の養鶏場などで発生し、これまでに約1,200万羽以上が殺処分された。過去最多だった2020年の987万羽を上回ってしまいました。全国各地で幅広く感染が確認されており、この状況は5月頃まで続く可能性があるとのこと。

千葉県内では昨年11月に香取市で今期1例目が発生し、1月になって本市で2例目、約1万羽、そして匝瑳市で3例目が22日に14万羽、26日に4例目で24万羽、28日に5例目で25万羽と、鳥インフルエンザの感染が爆発的に広がっておりますが、そのような中ではありますが、現在の本市の養鶏場の農家数と飼われている採卵用の鳥の総数はどのぐらいの数なのか、また、今回の高病原性鳥インフルエンザに対するどのような予防と対策をしているのか、お伺いいたします。

（２）といたしまして、感染した鳥の処分方法について、埋設する場合、あるいは焼却する場合の基準はあるのかお伺いいたします。

1月3日に本市で発生した高病原性鳥インフルエンザの患畜等を、東総地区クリーンセンターで焼却処理をすることで千葉県から依頼があり、令和5年1月10日から1月13日までの日程で、防護服等約0.1トン焼却処理をしたとのことでした。それでは、殺処分された鳥はどのように処理をされたのか。また、基本的には、その農場内に埋却されると思いますが、どのような理由でどこで処理をされたのか、お伺いいたします。

3項目めは、物価高騰対策支援事業について質問いたします。

令和4年第2回臨時会で、長期化する新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により、農家や中小企業の個人事業主の皆さんは厳しさを増しており、早急に支援や対策を実施することが急務とのことで、物価高騰の影響を受けている中小企業者や農水産業者、福祉事業所、介護事業所、医療機関などの市内事業者に対し、一律10万円を基本とした支援金を早期に給付することにより、厳しい状況下に置かれている事業者の皆さんが、この苦境を乗り越えるための事業ということでありました。この受付期間が令和4年12月1日から令和5年2月28日まででありました。

そこで、今回の物価高騰対策支援事業の受付状況と給付状況についてお伺いいたします。

以上、3項目4点についてお伺いいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、1点目の防災体制の充実についてお答えいたします。

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、市では内閣府のガイドライン等に基づき、市民等がすぐに避難できる態勢の準備を呼びかけるため、防災行政無線をはじめ、防災メールやLINEなどのSNSを活用し、繰り返し情報発信を行うこととしております。

なお、事前避難の呼びかけは行わないとのことから、大津波や津波警報など避難指示を出す情報が発表されない限りは、避難所の開設は準備までとし、市民への注意喚起に努めてまいる予定でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課からは大きな項目の2番、鳥インフルエンザ対策の（1）番と（2）番、それから、大きな項目3番の物価高騰対策についての農水産課所管の部分についてご回答申し上げます。

まず、大きな項目2番（1）の鳥インフルエンザに対する農家数と採卵鶏の総数と予防と対策ということですが、市内にある採卵鶏の農家数は、市外の生産者も含め19件で約149万羽を飼養しております。

市としましては、高病原性鳥インフルエンザに対する感染予防対策として、家畜防疫に必要な消毒薬、消石灰の購入について補助を行っているほか、渡り鳥の飛来シーズンに合わせ、広報で野鳥への餌づけをしないよう呼びかけ、感染症の拡大防止を図っております。

家畜伝染病が発生した場合には、千葉県を行う防疫措置に協力することとなりますので、速やかに情報を共有し円滑な連携の下、対応することが重要になります。

なお、市では迅速かつ必要な対応をするために、初動防疫や対応内容などを記載した旭市急性悪性家畜伝染病発生時対応マニュアルを作成しており、発生時にはその内容に沿って対応していくこととしています。

続きまして、（2）番になります。

感染した鳥の処分方法、それから、こういったところで処理したのかということなんですが、本年1月3日に本市で発生しました高病原性鳥インフルエンザで処分された鳥の処理方法につきましては、全て焼却処分となっております。埋却と焼却の判断は、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染疑いがある鳥が見つかった時点で、千葉県が発生農場で埋却用地として確保されている土地の現地確認を行い、埋却の可否を判断します。

本市で発生した農場については、現地確認を行った際に地下水位が高いことから、埋却地として不適と判断され、山武郡市環境衛生組合と袖ヶ浦市にある民間の焼却施設で焼却処分をされております。

続きまして、大きな項目の3番、物価高騰対策の関係です。

農水産業物価高騰対策支援金は令和4年12月1日から受付を開始し、令和5年2月28日で締め切ったところです。給付状況につきましては、支払いの手続きを進めているものを含めて件数が1,370件、支援金の合計は1億3,525万円となっております。また、給付率は予算額1億9,310万円に対して70%となっています。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、物価高騰対策についてのうち中小企業等物価高騰対策支援金の給付状況についてお答え申し上げます。

給付の状況でございますが、今現在、申請書類の審査中のものや支払い手続きを進めているものも含めまして、件数は2,297件、支援金の合計は2億2,970万円となっております。給付の率でございますが、予算額3,000件、3億円に対しまして76.6%となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課からは、3の（1）福祉事業所支援金についてお答えいたします。

支援金の受付及び給付の状況ですが、給付対象となる全ての57事業所より受付をしており、給付を完了しております。

なお、給付金額については合計で570万円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 高齢者福祉課からは、介護事業所物価高騰対策支援金給付事業の給付状況についてお答えいたします。

支援金の受付及び給付状況につきましては、98事業所分の申請を受け付けており、給付金額は合計で980万円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課からは、医療機関物価高騰対策支援金給付事業の給付実績についてお答えします。

給付の実績につきましては、医科29件、歯科35件、計64件の申請を受け付け、既に51件の医療機関に給付を完了しております。残りの13件につきましては、3月中旬の給付を予定しており、給付金額は合計で640万円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、再質問に入ります。

まず、1項目めの防災体制の充実について質問します。

注意情報を発信する頻度は2年から3年に一度と見込まれ、県や対象市町村にとって制度の周知が課題であり、県防災担当課では14市町村に対して国が作成した資料を配付したり、制度の概要を説明したりして情報を共有し、県としてもホームページや県民だよりなどを活用して周知を図るようではありますが、東日本大震災で津波被害が発生した飯岡地区の住民からは、早く逃げられる準備ができると期待する声が上がったようであります。

また、昨年1月、南太平洋トンガの海底火山噴火に伴い、津波注意報が発表された際には、テレビをつけたままにして万が一に備えたとのことであります。

後発地震注意情報の運用開始については、特に海岸に近い飯岡地区の津波の被災者の皆さんは、早く情報を発信してほしいので期待しているようであります。今後、本市においてはどのように周知をするのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 昨年末の運用開始前に市のホームページで案内しております。そのほか12月16日の運用開始日に旭市の公式LINEで通知、1月には区長依頼で周知用チラシの地区回覧を実施しております。また、広報あさひ2月15日号で津波避難訓練の開催案内と注意情報の説明を併せて掲載したところです。

また、せんだって行いました津波避難訓練の際も啓発チラシを配布しており、情報の周知は今後も適宜行っていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 情報の周知は適宜行っていきたいと思います。

それでは、再々質問をいたします。

県防災対策課は県内14市町村に対し、国が作成した資料を配付したり、制度の概要を説明したりして情報共有して、県ではホームページや県民だよりなどを活用して周知を図るとのこと、14市町村では地域防災計画の改定やマニュアルの作成等に取り組む方針で、アンケートではマニュアルについて作成する、作成する予定が3市で、地域防災計画改定で対応が6市町村で、検討中、または未定が5市町と対応がいろいろと分かれているようですが、本市のマニュアル作成についてはどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今現在、職員の災害対応マニュアルの修正を行い、この注意情報の発表を職員の参集対象に追加したところでございます。また、夜間や休日に注意情報が発表された場合の連絡体制の確認も行ったところであります。

具体的な対応につきましては、市の地域防災計画にて定める必要がございますが、今後、県からの情報等を基に地域防災計画を修正していく中で、取るべき対応を決めていきます。

なお、想定される津波高と浸水範囲が、市が対策を行ってきた10メートル津波の想定内であること、また、過去には東海地震、現在は南海トラフ地震で同様の情報が発表されるようになっており、市ではその際の方針を決めてあることから、当面は現行の計画で運用していくこととしております。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、先日3月5日に4年ぶりに津波避難訓練が行われました。私も4年ぶりに参加しまして近くの保育園へ避難したんですけれども、そのときに避難してきた人が10人だったんですよ。

ですから、市役所の職員のほうが人数的には何か多かったような気がしまして、やはり防災意識が若干薄れてきたのかなということをちょっと感じたんですけれども、でも新聞報道ですと、4年前よりも何か90人多くなったということでありますので、その辺は何とかまだ大丈夫なのかなと思いましたので、どうかまたよろしく願いいたします。

それでは、高病原性鳥インフルエンザに対する再質問をさせていただきます。

高病原性鳥インフルエンザのウイルスは冬の渡り鳥によって持ち込まれ、ほぼ数年置きに国内で発生していましたが、今回は初の3期連続となり、常態化することが懸念されております。欧米や韓国でも猛威を振るっているようで、各地で野鳥の感染が報告されております。今後も養鶏場にウイルスが入り込む危険性が高いようですが、本市に来ている冬の渡り鳥の

野鳥の感染などはどのような状況なのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 旭市内における渡り鳥などの野鳥につきましては、千葉県の管轄ではありますが、現在まで鳥インフルエンザウイルスの感染に関する報告は受けておりません。
以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 野鳥の感染はないということでした。

それでは、農林水産省によると、今期感染が判明した養鶏場では、壁や金網に穴が空いていたり、従業員らの衣服や長靴の消毒が不十分だったりするケースがあったといいます。ウイルスの侵入を防ぐには、媒介となる野鳥はもちろん、ネズミが通る隙間を確実に塞ぎ、人や車が出入りする際の消毒を徹底するしかないとのことですが、本市の養鶏場の農家の皆さんはどのような対策をしているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 家畜伝染病予防法では、鶏に限らず家畜の所有者が最低限守るべき基準として飼養衛生管理基準を定め、その遵守を義務づけており、生産者はこの基準に則して対策を実施しているところです。

この基準にある主な対策ですが、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置、使用、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、鶏舎内に立ち入る際の手指消毒、野生動物等の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕、ネズミ及び害虫の駆除等となっております。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） どうぞ対策のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは、感染した鳥の処分について再質問をいたします。

本市で発生した高病原性鳥インフルエンザの鳥は、全て殺処分されたとのことでありました。令和元年12月の定例議会で私が一般質問で豚熱、CSFについての質問の答弁で、家畜伝染病予防法では、CSFの患畜または疑似患畜の所有者は埋却することに定められていることから、畜産農家は基本的には埋却用地を確保することになっており、地下水位が高く掘削できない場所や用地が不十分な場合には、まず県有地などへの埋却を検討し、それでも適当な場所がない場合には豚を破砕し、加熱し、殺菌処理をし、ウイルスを死滅させる移動式

のレンダリング装置による処分方法が行われるとの答弁でありました。

そこで、養鶏農家の皆さんは埋却用地を確保しているのか、また、地下水位が高く掘削できない場合には、県有地、または市有地への埋却を検討するのか、それとも全て焼却処理をしていくものなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 市内全ての養鶏農家は、飼養衛生管理基準に基づき埋却用地を確保しております。養鶏農家が確保している埋却用地について、地下水位が高い場合等、埋却用地として不適と判断された場合は焼却処分を検討します。

ただし、殺処分される鳥の数が極端に多くなり、焼却のみでは間に合わないと判断された場合は、焼却と並行し県有地や県が事前に状況確認している市有地への埋却を検討することになります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 処分の仕方、よく分かりました。

それでは、再々質問をします。

東総地区クリーンセンターにおける鳥インフルエンザ患畜等の処理について、東総地区広域市町村圏事務組合より報告があったことなんですけれども、今回、匝瑳市の3か所の養鶏場において鳥インフルエンザが発生し、そこで処理された鳥の焼却処理について、千葉県より協力要請があったことから、クリーンセンターにおいて、その一部を受け入れることとした。

その概要として発生羽数が63万羽、処理数量約48.5トン、処理期間が令和5年1月31日から令和5年2月16日までとなっており、処理期間、処理数量については今後の状況により変わることが見込まれるとのことでした。

それでは、最終的にはどのように処理されたものなのか、また、クリーンセンターでは市民の皆さんの一般ごみの搬入時間を避けるため、月曜日から土曜日までは17時から翌日の6時まで、日曜日は24時間とのことでしたが、一般ごみの処理には支障はなかったのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 処分された鳥につきましては、翌日の朝までに完了するように焼却

処理したため、ステーション収集ごみなど、通常のごみ処理業務に遅延などの影響はなかったと東総地区クリーンセンターより報告を受けております。

なお、処分された鳥の受入れ期間は本年1月31日から2月16日で、東総地区クリーンセンターで焼却処理した量は、最終的に53.76トンになったと伺っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保護議員。

○13番（宮内 保） 通常ごみへの処理業務には影響はなかったということでありました。

それでは、豚熱、CSFや鳥インフルエンザなどのウイルス拡散防止のために、国が3年近く前から畜舎や養鶏場への犬・猫の出入りや持込みを禁じているにもかかわらず、黙認する農家が後を絶たないということから全国的に問題視されているようで、ネズミ捕り用の猫や番犬を飼う習慣が抜け切れないということが理由と見られ、専門家は農家の意識改革が急務だと訴えております。

また、猫は豚熱、CSFや鳥インフルエンザなどを直接媒介しないが、ふんや泥が体に着して感染を広げる懸念があるとのこと。そのようなことで、本市における指導並びに現状はどうかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保護議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 令和2年の飼養衛生管理基準の改正により、衛生管理区域内でペットを飼育することや持ち込むことが禁止となりました。飼養衛生管理基準に定められている項目の確認及び指導については、千葉県東部家畜保健衛生所が毎年、市内全ての畜産農家に対し立入検査を実施し、確認しているところです。本年度の立入検査の結果、市内の畜産農家は愛玩動物の飼育禁止の項目を遵守しているとのことでした。

いずれにしろ蔓延しているので、最終的には農家がきっちりこの基準を守るのが大切であります。うつってしまうということは、中に見落としがあるのかもしれませんが、この基準についてきっちり守っていくのが第一義的だと思っています。

○議長（木内欽市） 宮内保護議員。

○13番（宮内 保） それでは、鳥インフルエンザの質問は終わりなんですけれども、実は先日新聞報道でちょっと記事が出ていたんですけれども、鳥インフルエンザは人にはうつらないということを言われていたんですけれども、この新聞のあれによりますと、高病原性鳥インフルエンザH5N1型がアシカやミンクなどの哺乳類に感染する事例が相次いで見つ

っている。通常は鳥から鳥にうつるウイルスが哺乳類への適応を高める懸念がくすぶる。人への感染もあり、約半数が死亡した。世界保健機関は各国に監視強化を呼びかけているというような新聞報道がありました。ぜひ注意していただきたいと思います。

それでは、最後の物価高騰対策支援事業について再質問をいたします。

福祉事務所、介護事務所、医療機関はほとんどの申請があったと思いますが、中小企業者や農水産業者が少ないのではないかと感じていたのですが、ある程度の件数が出てきたのかなと思います。

そこで、2月14日の時点では農水産業では、収入50万円以上の申請件数が1,040件で46.8%、収入50万円未満が申請件数が16件で3.4%でした。商工観光課の中小企業の受付状況では1,780件で59.3%でありました。2月14日時点では少し申込件数が少ないのではないのかなと感じておりましたけれども、最終的にはある程度の件数が入ってきたのかなと思います。

そこで、最後に周知、啓発をどのように行ったのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保護議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 中小企業等物価高騰対策支援金の周知啓発につきましては、市の広報あさひ、ホームページ、防災行政無線、SNSによる周知、また、市役所本庁舎や各出張所、商工会や市内金融機関各支店へチラシと申請用紙一式を同封した封筒を設置いたしました。そのほかJA各支店6か所、郵便局の各支店12か所、サンモール、道の駅へチラシのほうを設置させていただきました。

また、商工会のご協力によりまして、商工会のホームページへの掲載と、さらに会員に対する会報の配付に併せまして12月と1月の2回、チラシの配付をお願いしたところでございます。加えて2月15日から開設された確定申告の会場へも、ポスターのほうを掲示いたしました。

あと、最後になりますけれども、商工観光課のほうへの電話による問合せ、窓口での対応も多数ございましたが、その都度、申請方法、必要書類などのご案内を行ったところでございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農水産課からは、農水産業物価高騰対策支援金についての回答をいたします。

商工観光課とかなりかぶる部分があるんですが、抜けているといけないので全部申し上げます。

周知方法につきましては広報あさひや市のホームページ、防災行政無線による市内全域へのお知らせや、フェイスブックなどのSNSを活用した周知を実施いたしました。そのほかポスターを市役所本庁や各出張所、JAちばみどり市内各支店及び各営農センター、郵便局や各金融機関、道の駅や資材等の販売店など市内48か所に掲示しました。

またJAちばみどりのご協力により、旭市内の組合員約4,800件に対し、JAの広報紙にチラシを折り込みをして配付をしていただいたほか、海匠農業事務所の普及指導員にもご協力いただき、農水産業者に対して直接チラシを配付していただいたこともございました。

また、2月15日から開設された確定申告会場にポスターを掲示し、さらに2月17日に発送した水田営農計画書、これは約2,400件になるんですが、これに対しチラシを同封し周知に努めたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保護議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。

実はうちの町内に農家13件あるんですけども、実は一件一件ちょっと聞いたんですよ。私が言う前に、聞く前に、もう申請したという農家が3件で、まだ申請していないという農家が5件、農業はもうほとんどやらなくて収入がないという農家が5件あるんですよ。

この私を含めて5件、農家ね、やはり申請がしづらいということで、どういうふうにしたらいいいんだよということだね。じゃ、これとこれとこれ必要だからうちへ持ってこいということで、じゃ、うちで全部コピーして、こういうふうにやれば、私が持っていくからということで、そして1月でしたか、5件分を持ってきて、うちの町内では13件中恐らく8件、ですから、農水産課で約70%の申請があったということですから、非常にいい数字ではないのかなということを感じます。

あと、商工観光課の申請なんですけれども、やはりちょっと知っている事業者なんですけれども、それこそ2月の申請期間のぎりぎりに、ああ、知らなかったという人がいまして、何だよ、早く申請しろよ、間に合わないよということで、すぐ申請したんですけれども、何か間に合ったみたいなんですけれども、何かそういったあれでね、知らない事業者もちょこちょこいましたよね。

ですから、その辺、うちの町内の農家の皆さんは、やっぱりすごくいい給付事業だったと

いうことで、非常に私自身もほめられるし、すごく気分がいい給付事業だと思います。ですから、担当課長は大変でしたでしょうけれども、本当にありがとうございます。農家の皆さん喜んでおりましたので、取りあえずありがとうございました。今後ともよろしく願います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 以上で宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 議席番号7番、永井です。よろしくお願いいたします。

ちょっと今日のノーメイクなんでマスクをつけたまま、質問させていただきます。

本日は3項目、5点について質問させていただきます。

物騒なことに爆破予告が出ているということで、手短に、シンプルに済ませたいと思います。

1項目め、旭市空家等対策計画についてです。

（1）番、空家等対策計画が作成されてから1年が過ぎようとしています。この1年間で特定空家に認定された件数と、その後の対応についてお伺いいたします。

（2）番は空き家バンク制度の開始時期をお伺いいたします。

2項目めは、道の駅季楽里あさひについてです。

道の駅に商品を置きたいけれども、スペースがなくて置けないというご意見を何件かいただきました。販売スペースは足りているのかお伺いいたします。

(2) 番は、店舗型のふるさと納税という仕組みについてです。

インターネットで申し込むのではなく、現地の店舗で施設にて、その場で直接寄附を行い、その場ですぐに返礼品を受け取れるシステムなんですけれども、これを道の駅に導入することはできないでしょうか。道の駅でふるさと納税を行って返礼品として道の駅で買物をしてもらうという感じです。ご見解をお伺いいたします。

3項目めは、情報セキュリティと業務効率についてです。

メールでファイルを転送するときに、ファイルとパスワードを別々に2通のメールで分けて送っているんですけれども、受け取る側としては面倒ですし、セキュリティの効果も薄いように感じます。どんな考えでこのシステムを採用しているのかをお伺いしたいと思います。

以上5点になります。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、1の(1)の質問の特定空家等の認定についてお答えいたします。

特定空家等の認定につきましては、立入調査を2件行いまして、うち1件について認定をいたしました。

特定空家等の認定後は速やかに特別措置法第14条第1項に基づく所有者等への助言及び指導を行っておりますが、その後、所有者から空き家の解体に向けた相談がございまして、現在は市の助言の下、近隣地権者との調整、解体業者の選定、費用の把握等を行っているところでございます。

なお、今後も引き続き情報提供や助言等を行っていく予定でございます。

続きまして、(2)でございます。空き家バンクの開始時期です。

空き家バンクにつきましては、今月中にホームページでの公開を予定しておりますが、対象物件の募集や掲載及び補助事業の実施など、本格的なスタートにつきましては、令和5年度からと予定しております。

現在は実施要綱の整備及び契約手続き等に関する協定締結に向けまして、関係団体と調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは2項目めの(1)(2)、3項目めの

(1) について順次回答いたします。

2 項目め、(1) になります。

道の駅季楽里あさひにつきましては、来場者数、売上げとも順調に推移しております。

道の駅では令和 3 年 6 月に施設のレイアウト変更を行い、配置転換を行いました。具体的には入り口と出口を別にし、来場者の動線を確保するとともに、従前の情報発信スペースを活用することで売場面積の拡張や冷蔵庫等の増設を行ったところです。ですので、しばらくはこの様子を見ていきたいと考えております。

(2) になります。店舗型ふるさと納税を道の駅に導入することは、他の道の駅でも導入しており、仕組みとしては可能ですけれども、ふるさと納税の返礼品は市内で生産されたもの、または製造、加工されたものなど、国が示す地場産品基準を満たさなくてはなりません。

現在、道の駅季楽里あさひでは市外からの商品も数多くあり、寄附者やレジ担当者が対象となる商品を判断することが困難なため、現状での導入は難しいかと考えております。

3 項目め、(1) になります。議員おっしゃいましたが、現在、市から添付ファイル付きのメールを送る際は、その際パスワード付きのファイルと後からパスワードを送るようなやり取りをしております。その考え方ですが、総務省は地方公共団体における情報セキュリティポリシーにおけるガイドラインにおいて、機密性のある情報を電子メールで送信する場合、必要に応じパスワード等により暗号化するよう指示しております。

これを受け市の情報セキュリティ実施手順書では、電子メールで情報を送信する場合、メール本文の内容は要件のみとし、添付するファイルは全てパスワードを設定し暗号化することとしており、システム上で自動的に設定されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7 番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

調査が 2 件で特定空家の認定は 1 件ということでしょうか。1 件、立入調査が 2 件ということですね。ちょっと少なく感じるんですけども、旭市では初めての認定ということで、大事な一步を踏み出したということだと思います。

再質問になりますが、この 1 年間で市が関わって解体などの解決に向かった案件などはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 管理が行き届いていない空き家等に対する近隣住民からの苦情等の問合せは、令和4年度で現在までに65件ございました。市では問合せがあった場合、現地を確認し所有者を調べた後、現状を知らせまして対応を促しております。

そのうち確認できたもので解体された空き家は3件ございまして、そのほか解体の補助金に関する相談を3件受けております。また、空き家の解体までには至らずとも、所有者自身が生い茂っている樹木の剪定をしたり、地域のご協力をいただき問題を解決したケース等もございました。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 苦情が65件あって解体に至ったのが3件、あと相談件数が3件あって、地域と協力しながら解決した案件もいろいろあるということなんですけれども、以前の回答で、特定空家の可能性が高い物件が106件あるとお聞きしました。年に数件だと焼け石に水というか、どんどん増えていきますので、空き家問題はちょっと悪化していくんではないのかなと思います。

再々質問になりますけれども、特定空家の認定が進まない理由はどういったものがあるのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 空き家の所有者は、空き家とは当然ですが異なる場所に居住していますので、その状態を把握していない場合や、相続等により自らが所有者等であることを認識していない場合が数多くございます。

本市におきましては、特定空家の認定を始めたのは本年度からとなりますが、市といたしましては、特定空家等に該当すると考えられる場合でありましても、直ちに認定や措置を行うのではなく、まずは所有者等に連絡をして当該空き家の現状を伝える、そういったこととともに、特定空家と認定しなくても所有者等が自ら改善するよう、状況に応じた情報提供や活用できる助成制度を紹介する対応を行っております。

それでも改善に至らない場合に、特定空家等の認定を行い、助言・勧告などの措置をすることとしています。危険が切迫しているなど、周辺的生活環境の保全を図るために速やかな措置が必要である、そのような場合には、迅速に安全対策などを市のほうで実施しています。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） これからもっとより一層周知して、段階を踏んで対応していくことだと思います。ただ、まずは所有者に把握をしてもらい、自ら改善するように促すということなんですけれども、それができない案件が多いので管理されていない空き家が増えているんじゃないかなと感じております。

対策計画ができる前から所有者には連絡をさせていただいていると思うんですけれども、しかし一向に改善する気配はない、むしろ増えている感じなんですね。ここは行政があめとむちでしっかりと方向づけをしてもらいたいと思います。

令和5年度の予算で1,300万円をかけて実態調査が行われるようなんですけれども、5年前にも調査はやっているんですね。現状把握はとても大事だと思うんですけれども、実際に解決のためにお金を使ったほうが効率的な感じはします。特定空家に認定して助言、指導、勧告などをしつつ、解体費用を行政が一定割合負担することが解決への道だと思います。

その解体補助金が2件分とか、数件分しか予算取りしていなくて、それが100万円とか200万円ぐらいだと思うんですけれども、調査に1,300万円かけるのはちょっとバランスが悪いんじゃないかなと感じております。いろいろ事情があるとは思いますが、前に進むお金の使い方をお願いしたいと思います。

ちょっと角度を変えて、4回目の質問になりますけれども、空き家の権利者が複数いた場合にはどのような対応をしているかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 令和5年度、空き家の実態調査を予定してございます。確かに各種助成事業に比べまして業務量、業務の金額が大きいというご指摘でございますが、調査のほうも非常に重要なものでございますので、ご了解いただきたいと思います。

ご質問の所有者が複数いた場合の対応でございますが、所有者の調査を行った結果、複数の所有者が確認できた場合、共有もございまして、相続もございまして、未相続物件もございましてケースによりまして、代表者の方がいれば代表者の方、あるいは所有者全員に連絡を取っていくこととなります。その後、改善なりいろいろ助言、アドバイス等につきましても、代表者がいない場合には全員同様に、全員に連絡を取っている、そういったことで対応しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 複数所有者がいた場合は、その権利者全員に連絡をしていくということで、権利者が増えれば増えるほど相続なり、そういう対応が難しくなるのかなと考えております。1世代進むと権利者が2倍3倍となっていくケースもございますので、先延ばしすることなく、なるべく早く対応していただくことが大事だと思います。

では、次のテーマに移ります。

空き家バンクの件ですけれども、今月中にホームページで公開されて来年度に本格スタートということなんですけれども、空き家バンクが活発にやり取りされるためには、周知や募集が必要になってくると思うんですけれども、どのような推進方法をされていくかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 空き家バンクにつきましては、相談窓口を移住サポートセンターと都市整備課内に置くこととなります。そして、契約手続き等に関しましては、専門的な知識等を有する関係団体と協定を結ぶことによりまして、空き家の所有者と空き家の利用者が安心して相談できる体制を構築しまして、事業を推進していく予定でございます。

なお、空き家バンクにおいては掲載する物件の数が大事な要素となっております。今後、検討が必要となると思いますが、スタート時点での募集方法につきましては、パンフレットの配布を考えております。それと市ホームページの掲載のほか、過去に行いました空き家所有者のアンケートの結果を踏まえまして所有者へ再度働きかけてみる、そういったことを予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） まず登録件数を増やすことが大事ですし、空き家を探している人に見てもらうことも大事になってくると思います。空き家バンクをつくったけれども、ほとんど利用者がいないでは意味がないと思いますので、そういうことにならないように、周知と施策をお願いしたいと思います。

再々質問になりますが、新規事業の空き家バンク登録物件改修事業補助金の具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、新規事業である空き家バンク登録物件改修事業補助金についてご説明いたします。

本事業は、空き家等対策を推進しまして、市内への移住・定住及び地域の活性化を促進するため、空き家バンクに登録された空き家の改修を行う方に対しまして、改修費を補助するものでございます。

補助対象者につきましては市内に転入する方で、改修工事を行おうとする空き家の居住者としております。

補助対象となる経費につきましては、屋根や外壁などの改修、台所等の水回りや電気・ガスなどの設備関係、内装の改修工事、そういったものなどとしてございます。補助率は補助対象経費の3分の2で上限は50万円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 空き家バンクに登録されている物件で3分の2で50万円が上限ということで、対象者が移住してくる方になるかと思うんですけれども、空き家バンクに登録するメリットにもなりますし、有効活用や移住につながればと思います。

空き家を解決するには、利用できるものは利用して、解体するべきものは解体する、この2点と、あしたの一般質問で伊藤春美議員があると思いますけれども、空き家を増加させない取り組みなど、併せて取り組んでいただきたいと思います。空き家関係は以上です。

続きまして、道の駅季楽里あさひについてです。

スペースが足りているかという質問に対しレイアウトの変更をして、売場の面積を拡張されたということだと思います。しばらく様子見になるということですが、商品を買いたい人も買いたい人もいるのに、スペースがないというのは機会の喪失になると思いますので、今後、拡張する考えはあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現在のところですが、建物の拡張は検討しておりません。道の駅は開業から8年目を迎え、改善を行いながら一定のルールの下、出荷が行われております。

例えば、商品が売れた場合、営業時間内に6回、出荷者へメールでお知らせしており、そ

の通知により商品の補充が可能となっております。また、出荷者がすぐに補充できない場合は、陳列台の下であったり、バックヤードに預けられた商品を道の駅のスタッフが補充しております。来場者の目の前で商品を補充する姿を見せること、これも購買意欲をかき立てるものと考えております。

また、売場面積を広げたとして、商品の補充がすぐに対応できない場合、空いた棚が目立つことも考えられますので、陳列の方法の見直しも含め、改善可能な取り組みを引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 様々な事情があつて、今の形でしばらく様子を見るということなんですけれども、売りたい方とか、そういう利用者の声を参考にして、もし拡張する機会があれば、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

再々質問になりますけれども、市内の産品を優先することはできないでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市の特産品の販売は、本市の地域振興において効果的な手段であり、道の駅の設置目的の一つでもあります。市内の特産品を優先的に置くことについては、来場者のニーズも踏まえたバランスのよい商品ラインナップを意識する必要があるかと思っています。

なお、市外の出荷者から類似品の出荷要望があつた場合は、基本的には市内出荷者の商品を優先して陳列しております。

また、道の駅に支払う販売手数料については、市内の出荷者と市外の出荷者で料率を変えることで、市内の出荷者を優遇しております。

今後も来場者、出荷者の声を大切に、持続可能な運営が行われるよう道の駅と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） バランスのよい商品陳列とか、手数料が違うということで、地元への業者にも配慮があるということです。しかし、これだけの種類とか生産量を誇っている旭市だからこそできる旭市だけの道の駅というのはとても魅力的だと思いますので、ニーズや状況

を見ながら、ご検討いただきたいと思います。

続きまして、（２）の店舗型ふるさと納税の再質問をさせていただきたいと思います。

市内のものじゃないとふるさと納税の返礼品にできないというご回答があったというんですけれども、ということは、ほかに店舗型ふるさと納税をするのに適切なものって何かあるかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 適切なものと申しますか、まず市内のものと判断できる場合には、店舗型ふるさと納税を導入することは可能と考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳） そうですね、市外のもが含まなければオーケーということなので、釣り船とか、あとパークゴルフとか、何かそういう市内のアトラクション系とかだったらいけるのかなと思います。

あとは先ほど言ったように、道の駅がほとんどの商品が旭市産品になれば、道の駅でも可能なのかなと思います。ですので、前向きにご検討いただきたいと思います。

あと、前にも言ったんですけれども、旭市の未来は企画政策課にかかっているのかなと私思っていますので、リスクを恐れずに思い切った事業を展開して行ってほしいと思います。責任は全て米本市長が取ってくれると思いますので、ぜひぜひダイナミックな事業をしていただきたいと思います。

では、最後のファイルの転送について再質問させていただきます。

ガイドラインがあって、このようなメールのファイルの転送の仕方をしているということなんですけれども、このファイルとパスワードを同じアドレスに２通に分けて送る方法というのは、セキュリティ上、意味があるのかなと思うんですけども、同じアドレスから同じアドレスに自動なのか、複数回に分けてなのか分からないですけれども、送っちゃった場合、そもそも送り先を間違ったらアウトですし、あちらのアカウントを乗っ取られたらアウトですし、何かそんなにセキュリティの意味がないのかなと思うんですけども、この方法にセキュリティ上の意味があるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 誤送信した場合であれば、もう当然、本文もパスワードもいつてしまう、そういったのでセキュリティ上どうかということはあるかもしれませんが、先ほど回答いたしました、まず国の考えに基づいて、今のところは市の情報セキュリティ実施手順、そちらに従ってやっておりますので、しばらくはこれに基づいて考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 国の基準がそういう感じなので、今はそうやっているんですけれども、そもそも、外部に漏れてまずいファイルはメールで転送しないほうがいいと思いますし、今、メールで転送してやり取りされているファイルというのは、そんなに外部に漏れても大きな問題はないものだと思います。単に私が面倒くさいというのもあるんですけれども、業務効率の面でも見直したほうがよいと思います。

最後の質問になりますけれども、ほかの方法は考えられないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、メールで送信する以外の方法につきましては、インターネットを介してファイルの保管場所を共有する、クラウドストレージサービスであったり、ファイル転送サービスなどがございます。

こういったサービスもあるんですけれども、今、議員おっしゃいましたように、パスワードをかける必要がある内容なのかどうか、まずそこを検討する必要があるのかなと考えております。現在ですとパスワードをかける必要があるかどうかの判断を、これは送信しようとする情報の機密性の度合いにもよるんですが、その機密性の度合いの判断を職員個々がすることになります。ですので、機密性の低いファイルのパスワードについては、統一的な判断基準が必要になりますので、基準を定めた上で共通認識を図るなど、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） セキュリティに関しては、統一した判断基準がないと難しいと思いますので、すぐには無理だと思います。しかし、業務効率の上でも無駄は省いていったほうがいいと思います。

話は変わりますけれども、脱判このときも、最初はちょっと懸念事項がありましたけれども、今思ってみると、ここは印鑑要らないなという業務が結構あって、効率化もされたし便利になってきたと思います。ですので、省けるものは省いたほうが職員の皆様にも、私たちにもいいのかなと感じております。

私の一般質問が一番無駄なのかもしれないんですけども、旭市をよくしたいという気持ちは市長や職員の皆様と一緒にですので、今後とも議会と行政が両輪として前に進んでいけるように頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時29分